

仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号 所得税決定処分等取消請求事件
国側当事者・国(気仙沼税務署長)
平成22年7月6日一部認容・控訴

判 決

第1事件原告	甲 (以下「原告甲」という。)
第2事件原告	乙 (以下「原告乙」という。)
上記兩名訴訟代理人弁護士	小野寺 信一
第1・第2事件被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	気仙沼税務署長
同指定代理人	能登谷 宣仁
同	菊池 光夫
同	林 広光
同	徳光 雅健
同	鈴木 浩一

主 文

- 1 処分行政庁が原告甲に対し平成19年2月28日付けでした平成15年分所得税の更正処分のうち総所得金額1997万1124円、納付すべき税額424万3900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち60万9500円を超える部分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告甲に対し平成19年2月28日付けでした平成16年分所得税の更正処分(ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした再更正処分により一部取り消された後のもの)のうち総所得金額807万8049円、納付すべき税額82万2400円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの)のうち9万6500円を超える部分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が原告甲に対し平成19年2月28日付けでした平成17年分所得税の更正処分のうち総所得金額743万0173円、納付すべき税額70万4000円を超える部分を取り消す。
- 4 処分行政庁が原告乙に対し平成19年2月28日付けでした平成16年分所得税の更正処分(ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした再更正処分により一部取り消された後のもの)のうち総所得金額845万5898円、納付すべき税額85万0200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの)のうち10万1000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

- 6 訴訟費用は、第1事件について生じた費用につきこれを10分し、その8を原告甲の、その余を被告の各負担とし、第2事件について生じた費用につきこれを10分し、その9を原告乙の、その余を被告の各負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告甲に対してした平成15年分の申告所得税の更正処分のうち納付すべき税額9600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告甲に対してした平成16年分の申告所得税の更正処分（ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき税額1万2100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした変更決定処分により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- (3) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告甲に対してした平成17年分の申告所得税の更正処分のうち所得税の還付の額に相当する税額1万8971円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

2 第2事件

- (1) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告乙に対してした平成15年分の申告所得税の更正処分のうち所得税の還付の額に相当する税額3万2086円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告乙に対してした平成16年分の申告所得税の更正処分（ただし、行政処分庁が平成21年11月10日付けでした再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき税額4300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、行政処分庁が平成21年11月10日付けでした変更決定処分により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- (3) 処分行政庁が平成19年2月28日付けで原告乙に対してした平成17年分の申告所得税の更正処分のうち所得税の還付の額に相当する税額8万3460円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、遠洋鮪漁船を運航する外国法人であるA有限公司（以下「A」という。）との間で乗船契約をそれぞれ締結していた原告甲及び原告乙の給与等について、気仙沼税務署長において、原告らに対し、それぞれ平成15年分から平成17年分まで所得税の更正処分（以下、原告甲に対する各更正処分を「本件各更正処分A」といい、原告乙に対する各更正処分を「本件各更正処分B」といい、両者を合わせて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下、原告甲に対する各賦課決定処分を「本件各賦課決定処分A」といい、原告乙に対する各賦課決定処分を「本件各賦課決定処分B」といい、両者を合わせて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と合わせて「本件各処分」という。）を行ったところ、原告らが、原告らは、

所得税法施行令（以下「施行令」という。）15条1項1号の規定によって国内に住所を有しない者と推定され、所得税法（以下「法」という。）2条1項5号が定める「非居住者」に該当するから国内源泉所得ではない上記給与等に対して所得税を課することは違法であり、仮に原告らが、法2条1項3号の「居住者」に該当する場合であっても、本件各更正処分において給与収入として認定された上記給与等のうち一部は給与収入ではなく、その部分も含めて給与収入と認定するのは、原告らの給与収入を過大に認定するものであるから違法であり、本件各更正処分を前提としてなされた本件各賦課決定処分も違法であるとして、本件各処分の取消をそれぞれ求めた事案である。

2 関係法令等の定め

- (1) 居住者は、所得税を納める義務を負う（法5条1項）。
- (2) 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう（法2条1項3号）。
- (3) 居住者及び非居住者の区別に関し、個人が国内に住所を有するかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める（法3条2項）。
- (4) 国外に居住することとなった個人が、国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有することになった場合は、その者は、国内に住所を有しない者と推定する（施行令15条1項1号）。
- (5) 所得税法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する（所得税法基本通達（以下「基本通達」という。）2-1）。
- (6) 船舶の乗組員の住所が国内にあるかどうかは、その者の配偶者その他生計を一にする親族の居住している地又はその者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定するものとする（基本通達3-1）。

3 前提事実（別紙及びかっこ内の証拠番号について、特に記載しない場合はいずれも枝番号を含む。以下同じ。）

- (1) 気仙沼税務署長は、原告甲及び原告乙に対し、平成15年分、平成16年分及び平成17年分の所得税につき、それぞれ平成19年2月28日付けで別紙1及び別紙2のとおりの本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を下し、本件各処分は、同年3月1日、原告甲及び原告乙にそれぞれ通知された（甲A1、2、甲B1、2）。
- (2) 原告らは、本件各処分に対し、平成19年4月16日付けで気仙沼税務署長に対して、それぞれ異議申立てをしたが、同署長は、同年7月3日付けで同申立てをいずれも棄却し、その各異議決定謄本は、原告甲に同年7月5日、原告乙に同年7月4日、それぞれ送付された（甲A2、3、甲B2、3）。
- (3) 原告らは、平成19年7月24日付けで国税不服審判所長に対して、本件各処分につき、それぞれ審査請求をしたが、同所長は、平成20年6月5日付けで同請求をいずれも棄却し、その各裁決書謄本は、同年6月11日、原告らにそれぞれ送付された（甲A3、甲B3、弁論の全趣旨）。
- (4) 気仙沼税務署長は、原告甲及び原告乙に対して、平成21年11月10日付けで、別紙3及び別紙4各記載のとおり、それぞれ平成16年分所得税の再更正処分（以下、原告甲に対する再更正処分を「本件再更正処分A」といい、原告乙に対する再更正処分を「本件再更正処分B」といい、両者を合わせて「本件各再更正処分」という。）及び過少申告加算税の変更決定

処分（以下、原告甲に対する変更決定処分を「本件変更決定処分A」といい、原告乙に対する変更決定処分を「本件変更決定処分B」といい、両者を合わせて「本件各変更決定処分」という。）を行った（乙A14、乙B16、弁論の全趣旨）。

- (5) 原告らが「居住者」（法5条1項、2条1項3号）に該当した場合の平成15年分から平成17年分までの雑所得及び一時所得並びに所得控除は、別紙5の該当箇所に記載されているとおりである（甲A1、甲B1、乙A1から3まで、乙B1から3まで、弁論の全趣旨）。
- (6) 被告が主張する本件各処分（ただし、平成16年分については本件各再更正処分及び本件各変更決定処分により一部取り消された後のもの）の適法性の根拠は別紙5記載のとおりである。

4 争点

- (1) 原告らの「居住者」（法5条1項、2条1項3号）該当性
- (2) 原告甲の平成15年分、平成16年分及び平成17年分の給与収入額
- (3) 原告乙の平成15年分、平成16年分及び平成17年分の給与収入額

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)について

ア 被告

原告らは、宮城県気仙沼市内に住居を有していることが明らかであり、「居住者」に該当する。

法2条1項3号の「住所」は、民法22条に規定する「住所」、すなわち「生活の本拠」と同義であり、「生活の本拠」を判断するに当たっては、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他親族を有するか否か、資産の所在等に基づき判定されるべきであって、船舶は単なる勤務場所に過ぎない。そして、施行令15条の規定は、職業上等の理由から一時的に国外に居住することとなった者の「生活の本拠地」がどこにあるかを個人的事情を考慮した上で個々に判断することが、実務上極めて困難であること等を考慮して設けられたものであるから、国内に住所を有することが明らかな個人については適用はない。

なお、日本と台湾との間では租税条約を締結していないから、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律6条の規定の適用により、日本の課税上非居住者として取り扱われることはない。

イ 原告ら

原告らは、それぞれAとの間で鮪延縄漁業の操業を目的とする乗船契約を締結し、平成18年8月までの間、漁労長兼船長として働いていた者であり、1年の大半を日本国外で生活していたのであるから、いずれも施行令15条1項の「その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者」に該当し、国内に住所を有しない者と推定されるから、所得税を納める義務を負う「居住者」（法5条1項、2条1項3号）には該当しない。また、原告らのように1年の大部分を船舶で過ごす船員について、職住一体となっている船員の特殊性に照らせば、船舶は勤務場所であると同時に住所というべきである。

- (2) 争点(2)について

ア 被告

(ア) 原告甲の平成15年分、平成16年分及び平成17年分の各給与収入額を計算すると、

別紙5添付2-1から3まで記載の各「被告主張額」又は「本件再処分A」欄の「合計」欄記載の金額となり、原告甲の給与収入額は、平成15年分は2158万3225円、平成16年分は960万円、平成17年分は915万円である。個別に給与収入か否かが問題となっている金員は、以下のとおりである。

(イ) 原告甲名義の預金口座に①平成15年3月18日に振込入金された100万円、②平成16年7月6日に振込入金された125万9951円、③原告甲が平成17年10月6日に現金で受け取った143万6314円（以下、上記①から③を「甲給料精算金①から③」という。）については、いずれも給与収入というべきである。すなわち、原告甲とAとの間では、航海中、本来船員負担となる嗜好品等に係る費用を立て替えるとともに、月固定給のうち10万円を船員に支払わず留保し（以下「留保金」という。）、船員が下船する際に、留保金とAが船員のために立て替えた金員とを相殺して、なお留保金に残額がある場合に、船員に対してこれを振込又は現金で支払う処理を行っていた（以下、この際支払われる金員を「給料精算金」という。）。)

上記①から③の各金員について、Aが平成15年3月15日付け、平成16年7月1日付け、平成17年10月1日付けで送付したBに対して振込を指示するためのFAXに「薪水結餘預支」（給料精算金前払）又は「薪水結餘」（給料精算金）とそれぞれ記載されていたのであるから、上記①から③までの各金員が給料精算金であること、上記①から③までの各金員が支払われた時期の直前の航海に対応する給料精算金であることは明らかである。

そして、下船直後に支払われる給料精算金の原資は、一つの航海を終えて日本に入国した月から次の航海を終えて日本へ入国した月の前月までの毎月の月固定給の留保金とみるのが合理的であり、上記①から③が給料精算金であることに照らすと本件各係争年分を通じて毎月10万円の留保金が存在したというべきである。また、上記①から③までの各金員は、Aが原告甲のために立て替えた金員を相殺した後の月固定給の後払いであることからすると、給与収入としては、本来、Aが原告甲のために立て替えた金員を相殺する前の金額を認定すべきであるから、平成15年分から平成17年分までそれぞれ120万円（月額10万円）を給与収入として認定すべきである。

イ 原告甲

(ア) 原告甲の平成15年分の給与収入額は2068万3225円、平成16年分の給与収入額は840万円、平成17年分の給与収入額は795万円である。

(イ) ①及び②の各金員は、「Aが販売し、その販売代金の分配は船頭（漁労長）に一任する」との契約に基づき、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次物漁獲物（ふかひれ等）の売上金である。原告甲は、同売上金を会社から預かり現地の担当者に手渡したに過ぎず、いずれも原告甲の給与収入として認定すべきではない。③の金員は、給料精算金ではあるが、平成15年3月まで月固定給から天引きされていた月10万円の留保金に係る精算金である。原告甲は、平成15年3月までは月10万円を留保金としていたが、平成15年4月以降は留保金を止めたのであり、給料精算金も存在しない。

(3) 争点(3)について

ア 被告

(ア) 原告乙の平成15年分、平成16年分及び平成17年分の各給与収入額を計算すると、

別紙5添付4-1から3までの各「被告主張額」又は「本件再処分B」欄の「合計」欄記載の金額であるから、原告乙の給与収入額は、平成15年分は2217万2908円、平成16年分は960万円、平成17年分は870万円である。個別に給与収入か否かが問題となっている金員については、以下のとおりである。

(イ) 原告乙名義の預金口座に振り込まれた①平成15年8月14日振込分449万5502円、②平成15年8月18日振込分449万6250円、③平成15年8月20日振込分418万1156円の各金員（以下、上記①から③を「乙漁獲奨励金①から③」という。）については、いずれも給与収入というべきである。すなわち、上記①から③までの各金員は、金融機関における送金名目が「船員給与」、「給与の受取」又は「給料」とされ、漁獲奨励金の振込が金融機関三行にそれぞれ分割して振り込まれ、そのうち2口が同額になるなど原告甲が受領した漁獲奨励金と支払時期及び方法において酷似していること、借入証明書の記載金額が不自然であることなどからすると、漁獲奨励金というべきである。そして、原告乙とAとの間の乗船契約において、漁獲奨励金は、報酬とされているのであるから、上記①から③の各金員は、平成15年分の給与収入として認定すべきである。

(ウ) ①平成15年6月15日付け領収書に係る130万8079円、②平成16年10月27日原告乙名義の預金口座に振り込まれた105万1527円、③平成17年10月6日付け領収書に係る97万8550円（以下、上記①から③を「乙給料精算金①から③」という。）は、いずれも給与収入というべきである。すなわち、上記①から③までの各金員については、AがBに対して支払を指示するファクシミリ文書において「薪水結餘」（給料精算金）と記載されており、Bが作成した「乙様支給明細書」においても「精算」との記載がされていたのであるから、給料精算金であることは明らかである。

そして、原告乙に対して、下船直後に支払われる給料精算金の原資は、一つの航海を終えて日本に入国した月から次の航海を終えて日本へ入国した月の前月までの毎月の月固定給の留保金とみるのが合理的であり、上記①から③が給料精算金であることに照らすと本件各係争年分を通じて毎月10万円の留保金が存在したというべきである。また、上記①から③までの各金員は、Aが原告乙のために立て替えた金員を相殺した後の月固定給の後払いであることからすると、給与収入としては、本来、Aが原告乙のために立て替えた金員を相殺する前の金額を認定すべきであるから、平成15年分から平成17年分までそれぞれ120万円（月額10万円）を給与収入として認定すべきである。

イ 原告乙

(ア) 原告乙の平成15年分の給与収入額は866万1615円、平成16年分の給与収入額は861万0306円、平成17年分の給与収入額は859万5710円である。

(イ) 乙漁獲奨励金①から③については、原告乙が、自宅の新築資金としてAから借り入れたものであって、漁獲奨励金ではない。

すなわち、平成14年11月に始まった3年契約の2年目の平成15年8月に漁獲奨励金が支払われるはずがないだけでなく、これらの金員が借入金であることは、平成15年8月22日付けA作成の借入証明書や原告乙が月固定給の中から返済を続けていることから明らかである。また、漁獲奨励金であれば、Aの日本の子会社であるB経由で送金されるのが通常であるところ、前記各金員は、Aから直接送金されているのである。これらの事実を照らせば、上記①から③の各金員は、漁獲奨励金ではないことは明らかであつ

て、給与収入として認定すべきではない。

(ウ) 乙給料精算金①から③は、「Aが販売し、その販売代金の分配は船頭（漁労長）に一任する」との契約に基づき、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次物漁獲物（ふかひれ等）の売上金であって、給料精算金ではない。原告乙は、現地駐在員とともに乗組員への分配額を決めており、原告乙の取り分は2割程度であるから、その限度で給与収入として認めるべきである。原告乙は、留保金は、平成15年6月までは月10万円を留保金としていたが、平成15年7月以降は留保金を止めていたのであり、給料精算金も存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 証拠（乙A1から6まで、11から13まで、乙B1から6まで、9から11まで）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

ア 原告甲について

(ア) 原告甲は、昭和15年7月5日に出生し、同日、出生届が提出された以降、少なくとも平成18年10月11日まで、宮城県気仙沼市（以下「原告甲肩書地」という。）を住所としてJ町役場（現在の気仙沼市役所、以下同じ。）に住民登録をし、原告甲の配偶者丙（以下「配偶者丙」という。）も、昭和40年8月28日以降、少なくとも平成18年10月11日まで、原告甲肩書地を住所としてJ町役場に住民登録し、居住していた（乙A5、弁論の全趣旨）。

(イ) 原告甲は、昭和44年2月、原告甲肩書地の土地（宅地）に木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建の居宅を新築するとともに、同48年8月、同宅地を贈与により取得し、これらの土地建物を所有している（乙A4の1、2、弁論の全趣旨）。

(ウ) 原告甲は、日本に帰国している期間は、前記(イ)の居宅で配偶者丙と同居していた（弁論の全趣旨）。

(エ) 原告甲は、株式会社C銀行気仙沼支店（以下「C銀行」という。）、株式会社D銀行気仙沼支店（以下「D銀行」という。）及びE信用金庫本店（以下「E信用金庫」という。）にそれぞれ原告甲名義の普通預金口座を有している（乙A1の4、11から13まで、弁論の全趣旨）。

(オ) 原告甲は、平成17年11月4日、株式会社F銀行気仙沼支店（以下「F銀行」という。）に対して、定期預金の申込みを行った（乙A6）。

(カ) 原告甲は、前記(ア)の住民登録地において、国民健康保険に加入し、公共料金を支払っている（乙A1の2、2の2、3の2、弁論の全趣旨）。

イ 原告乙について

(ア) 原告乙及び同人の配偶者である丁（以下「配偶者丁」という。）は、いずれも昭和59年12月9日以降、現在に至るまで、宮城県気仙沼市（以下「原告乙肩書地」という。）を住所として、気仙沼市役所に住民登録し、配偶者丁は、同地に居住している（乙B5、弁論の全趣旨）。

(イ) 原告乙は、昭和59年11月24日、宮城県気仙沼市の土地（宅地）の所有権を取得した後、平成16年7月21日、同土地上に木造瓦葺2階建の居宅を新築した（乙B4、弁論の全趣旨）。

- (ウ) 原告乙は、平成15年9月1日、G金融公庫に対して、居宅建築のため融資1600万円を、財団法人H保証協会に対して、上記融資につき保証委託契約をそれぞれ申し込み、上記融資1600円の担保として前記(イ)の土地、居宅に債務者を原告乙、抵当権者をG金融公庫とする抵当権を設定した(乙B4、6、7)。
- (エ) 原告乙は、日本に帰国している期間は、前記(イ)の居宅で配偶者と同居する生活をしている(弁論の全趣旨)。
- (オ) 原告乙は、C銀行、D銀行及びF銀行にそれぞれ原告乙名義の普通預金口座を有している(乙B9、10、11、弁論の全趣旨)。
- (カ) 原告乙は、前記(ア)の住民登録地において国民健康保険に加入し、公共料金を支払っている(乙B1の2、2の2、3の2、弁論の全趣旨)。
- (2) 法2条1項3号は、「居住者」を「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」と定めているが、ここでいう「住所」とは、民法22条にいう「住所」、すなわち各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当である。そして、当該場所が、生活の本拠に該当するか否かを検討するにあたっては、租税法律関係が多数人を対象として画一的に処理されるべき性質を有することも勘案すれば、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより判断すべきであって、具体的には、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等を総合的に考慮して判断するのが相当である。
- (3)ア 原告甲の住所について

前記(1)アに認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告甲は約66年間、配偶者丙は約25年間という長期間にわたって原告甲肩書地に住民登録を有していたこと、配偶者丙は、同所に居住しており、原告甲も、日本に帰国している期間中は同所で配偶者丙と同居していたこと、原告甲が、原告甲肩書地に所在する土地及び居宅を所有していること、原告甲名義の普通預金口座を有しているC銀行、D銀行及びE信用金庫はそれぞれ原告甲肩書地と近接した場所にあること、原告甲は、平成17年11月4日、F銀行に対して、定期預金の申し込みをするなど重要な法律行為を行っていたこと、住民登録地で国民健康保険に加入し、公共料金を支払っていたなど公共サービスを受けうる立場にあったことがそれぞれ認められる。これらの事情を総合考慮すれば、原告甲肩書地は、客観的に、原告甲の生活の本拠たる実体を具備しているといえることができるから、同原告の住所は原告甲肩書地であるといえるべきである。したがって、原告甲は、国内に住所を有する者、すなわち法2条1項3号の「居住者」であると認められ、そのほか全証拠を精査してもこの認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

イ 原告乙の住所について

前記(1)イに認定の事実によれば、原告乙及び配偶者丁は、約26年間という長期間にわたって原告乙肩書地に住民登録を有しており、配偶者丁は、同所に居住し、原告乙も、日本に帰国している期間中は、同所で配偶者と同居していたこと、前記(1)イ(ア)の所在地に土地(宅地)及び居宅をそれぞれ所有していること、原告乙名義の普通預金口座があるC銀行、D銀行及びF銀行は、それぞれ本件原告乙肩書地と近接した場所にあること、原告乙が、居宅建築の融資や保証委託契約の申し入れ、抵当権の設定契約など重要な法律行為を行っていたこと、前記住民登録地で国民健康保険に加入しており、公共料金を支払っていたなど公共サービスを受けうる立場にあったことが認められる。これらの事情を総合考慮すれば、本件

原告乙肩書地は、客観的に、原告乙の生活の本拠たる実体を具備しているということが出来るから、同原告の住所地は原告乙肩書地であるというべきである。したがって、原告乙は、国内に住所を有する者、すなわち法2条1項3号の「居住者」であると認められ、そのほか全証拠を精査してもこの認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

ウ この点につき、原告らは、Aとの間で乗船契約を締結し、1年のほとんどを日本国外で過ごしているのであるから、乗船する船舶は、船員にとって住所であり、施行令15条1項によって、非居住者に該当する旨主張する。

しかし、施行令15条の規定は、国内に住所を有するとすべきか否かが明確ではない個人について適用される推定規定にすぎないと解され、「住所」が明らかである個人には適用されないというべきであるところ、本件において、原告らの住所地は原告ら肩書地にあり、船舶が単なる勤務場所にすぎないことは前示のとおりであって、この事実を照らせば、前記船舶を住所と解することはできない。

また、原告らは、台湾に所得税の納付をしていたので課税されない旨主張するようであるが、本件全証拠を検討しても、平成15年分から平成17年分につき、原告らが台湾に所得税を納付していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告らの上記主張はいずれも採用できない。

2 争点(2)について

(1) 証拠(甲A2から4まで、乙共7、9、乙A7から16まで、原告甲本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

ア 原告甲は、平成8年6月ころ、Aとの間で乗船契約を締結し、平成11年10月5日、以下の内容の乗船契約を再締結した(乙A8、原告甲本人、弁論の全趣旨)。

(ア) 乗船する船舶

A号

(イ) 契約期間

- a 平成11年10月5日から約36か月間(ただし、操業の都合により両者の合意の下、延長又は短縮可能とする。)
- b 下船は本船の水揚げ終了後とし、同時に契約満了とする。
- c 両者に異議がない場合には、再契約する。

(ウ) 報酬

- a 月固定給：70万円のうち家庭送金(60万円)で毎月21日払い
- b 漁獲奨励金：年間総水揚額が2億円以上であった場合、下記のとおり、年間総水揚額に対して対応する割合の金員を支払う。

2億円から2.5億円未満	1.9%
2.5億円から3億円未満	2.0%
3億円から3.3億円未満	2.1%
3.3億円以上	2.2%

(エ) 支払

- a 月固定給は漁労長原告甲の要望に従う。
- b 漁獲奨励金は、契約満了時点までの総漁獲物販売完了後1か月以内とする。

(オ) その他

漁労長の本船までの旅費、帰国旅費はすべてAの負担とするものの、協定期限内の自己都合帰国旅費はすべて漁労長負担とする。

- イ 原告甲は、Aとの間の乗船契約につき、平成15年4月1日、契約期間について同日から平成18年3月31日までとして再契約をし、同再契約は平成18年8月に終了した（甲A4の1、乙A8、原告甲本人、弁論の全趣旨）。
- ウ Aにおいては、航海中、本来船員負担となる嗜好品等に係る費用を立て替えるとともに、通常、月固定給のうち10万円を留保金とし、下船する際に精算を行い、給料精算金として支払われることになっていた（乙共9、原告甲本人、弁論の全趣旨）。
- エ Bは、平成11年5月1日、Aとの間で、同社が所有する鮪延縄漁船に乗船する日本人乗組員の給料支払につき、以下の内容の業務代行契約を締結した（乙共8）。
- （ア） Aが決定した日本人乗組員の給料につき、Bは、毎月21日まで、日本人乗組員名義の銀行口座に送金する。送金時に発生する日本国内振込手数料はBが負担する。
- （イ） 有効期間は調印日より1年間とするが、有効期間30日前までに、両当事者のいずれか一方より解約の通告がない場合には、自動的に1年間延長され、それ以降も同様に取り扱う。
- オ Aは、Bに対して、平成15年3月15日、FAXで原告甲の給料精算金の前払いとして、100万円を給料振込口座に送金することを依頼した（乙A9の1）。
- カ C銀行は、Aが原告甲の漁獲奨励金として、平成15年4月24日、送金目的を「船員給与」として送金した400万円につき、原告甲名義の預金口座に399万5502円（中継銀行における手数料2500円及びC銀行における手数料1998円を差し引いた額）の入金処理をし、同月25日、同口座に399万5502円が振り込まれた（乙A11、弁論の全趣旨）。
- キ E信用金庫は、Aが原告甲の漁獲奨励金として、平成15年4月24日「生活費」として送金した400万円につき、原告甲名義の預金口座に399万5000円（中継銀行における手数料2500円及びE信用金庫における手数料2500円を差し引いた額）の入金処理をし、同月25日、同口座に399万5000円が振り込まれた（乙A12、弁論の全趣旨）。
- ク D銀行気仙沼支店は、Aが原告甲の漁獲奨励金として、平成15年4月24日、送金目的を「給与の受取」として送金した429万6723円につき、原告甲名義の預金口座に429万2723円（中継銀行における手数料2500円及びD銀行における手数料1500円を差し引いた額）の入金処理をし、同月25日、同口座に429万2723円が振り込まれた（乙A13、弁論の全趣旨）。
- ケ Aは、Bに対して、平成16年7月1日、FAXで原告甲の給料精算金として、125万9951円を給料振込口座に送金することを依頼した（乙A9の2）。
- コ Aは、Bに対して、平成17年10月1日、FAXで原告甲の給料精算金として、143万6314円を給料振込口座に送金することを依頼した。（乙A10の1）。
- サ 原告甲は、Bから、別紙6Bから原告甲への支給明細一覧表記載の「日付」欄各記載の日に、「金額」欄各記載の金額の送金を受け、又は現金を受領した（乙A10の2、15、16、弁論の全趣旨）。
- シ 原告甲の入出国状況については、別紙7-1「平成15年から平成17年までの日本又は外国における入出国の状況」及び同7-2「原告甲の乗船契約・入出国等の状況」の「日本

への出入国欄」各記載のとおりである（甲A2から4まで）。

- (2)ア 被告は、甲給与精算金①から③が平成15年分から平成17年分までの各給料精算金である旨主張し、上記(1)に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、(ア) AがBに対して、FAXで上記①から③までの各金員を「給料精算金」として原告甲の給料振込口座に送金することを依頼していたこと、(イ) 上記①から③の各金員が、原告甲が日本に入国した時期に合わせて支払われていること、(ウ) Bの原告への支給明細において、上記①から③までの各金員について、「精算」と記載されていたことが認められる。

しかし、前記(1)に認定した事実に加え、証拠（甲A4の1、乙A8、15、16、原告甲本人）及び弁論の全趣旨によれば、(エ) 原告甲とAとの間の乗船契約が平成15年4月1日に再契約されているが、その際、月固定給の額につき増額が合意されたことをうかがわせる事情がないこと、(オ) 原告甲名義の預金口座に振り込まれた月固定給が、平成15年3月20日までは60万円であったが、同年4月21日以降は、月固定給と同額である70万円が振り込まれていることなどが認められ、これらの事実を照らすと、平成15年4月以降は、Aと原告甲の間において留保金を止めており、給料精算金も生じていなかったことがうかがわれるのであって、上記(ア)から(ウ)までの事実をもってしても、上記①から③の各金員が給料精算金であり、上記①から③の各金員がその支払時期直前の航海に対応する給料精算金であるとまでは認めることはできず、そのほか本件記録を精査しても、被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はない。

- イ したがって、上記①から③までの各金員について、これらが月固定給を後払いしたものと認められず、給料精算金にかかる留保金については、原告甲が自認している平成15年3月までの30万円を除いてはこれを給与収入とすることはできないというべきである。

そうすると、原告甲の給与収入額は、別紙8-1の「総所得金額の内訳」中各年分の「給与収入額」欄記載のとおり、平成15年分は2068万3225円、平成16年分は840万円、平成17年分は795万円というべきである。

- (3) 本件各更正処分Aの適法性

ア 前記認定の諸事実によれば、原告甲が納付すべき税額は以下のとおりである。

(ア) 総所得金額

- a 原告甲の平成15年分ないし平成17年分の各給与収入額は、前記(2)で認定したとおりであって、これらから給与所得控除（法28条3項）をした額は、別紙8-1の「総所得金額の内訳」中各年分の「給与所得の金額」欄記載のとおりである。また、各年分の雑所得及び一時所得の額は、別紙8-1の「総所得金額の内訳」中各年分の「雑所得の金額」欄及び「一時所得の金額」欄各記載の額のとおりであるから、各年分の総所得金額は、別紙8-1の各年分の「総所得金額」欄記載の額となる。

(イ) 所得控除額の計

原告甲の各年分の所得控除の合計額は、別紙8-1の各年分の「所得金額から差し引かれる金額」中の「社会保険料控除」欄、「生命保険、損害保険料控除」欄、「配偶者控除」欄及び「基礎控除」欄各記載の額の合計であるから、別紙8-1の各年分の「所得控除額の計」欄記載の額となる。

(ウ) 納付すべき税額

原告甲の各年分の課税総所得金額は、各年の総所得金額から所得控除額の計を控除した

額（ただし、1000円未満の端数は切り捨て。国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項）であるから、別紙8-1の各年分の「課税総所得金額」欄記載の額となる。これを基に法89条1項に規定する税額に基づいて計算すると、原告甲の所得税の額は、別紙8-1の各年分の「算出税額」欄記載の額となる。

そして、これを平成17年法律第21号による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減法」という。）6条2項の規定により減額し（減額すべき額は各年ごとに別紙8-1の「定率減税額」欄記載のとおり）、公的年金等の源泉徴収額（各年ごとに別紙8-1の「源泉徴収税額」欄記載のとおり）を控除すると、申告納税額は、別紙8-1の各年分の「申告納税額」欄記載の額となる。原告甲が納付すべき税額は、上記申告納税額から予定納税額（各年ごとに別紙8-1の「予定納税額」欄記載のとおり）を控除した額（ただし、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項）であるから、各年ごとに、別紙8-1の「確定納税額」中の「納付すべき税額」欄記載の額となる。

イ 以上によれば、別表8-1のとおり、原告甲の本件係争年分に係る総所得金額及び納付すべき税額は、平成15年分につき、総所得金額1997万1124円、納付すべき税額424万3900円、平成16年分につき、総所得金額807万8049円、納付すべき税額82万2400円、平成17年分につき、総所得金額743万0173円、納付すべき税額70万4000円となるから、本件各更正処分A（ただし、平成16年分については、本件再更正処分Aによって一部取り消された後のもの）のうち、上記金額を超える部分はいずれも違法なものとして取り消されるべきである。

(4) 本件各賦課決定処分Aの適法性

ア 原告甲の本件係争年分の過少申告加算税の額は、別紙8-2の各年分の「加算税の対象となる税額」欄記載の額（前記(3)で認定した納付すべき税額から確定申告時における納付すべき税額を控除した額又は還付金の額に相当する税額を加算した額（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。))を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した額（別紙8-2の「通常分」中各年分の「加算税の税額」欄記載の額）に、上記加算税の対象となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額を基礎として、同条2項の規定により100分の5を乗じて計算した額（別紙8-2の「加重分」中各年分の「加算税の税額」欄記載の額）を合計した額であるから、別紙8-2の各年分の「過少申告加算税の額」欄記載の額となる。

イ そして、本件各賦課決定処分A（ただし、平成16年分については本件変更決定処分Aにより一部取り消された後のもの）において、同決定処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分A（ただし、平成16年分については本件再更正処分Aにより一部取り消された後のもの）前に税額の計算の基礎とされなかったことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

ウ したがって、原告甲の本件各係争年分に係る過少申告加算税の額は、別紙8-2記載のとおり、平成15年分につき60万9500円、平成16年分につき9万6500円、平成17年分につき8万3000円となる。

そうすると、平成15年分及び平成16年分の各賦課決定処分（ただし、平成16年分については本件変更決定処分Aにより一部取り消された後のもの）のうち、上記各金額を超え

る部分は違法なものとしていずれも取り消されるべきであるが、平成17年分については、結局、同年分の賦課決定処分における過少申告加算税の額と同じとなるから、同処分は適法というべきである。

3 争点(3)について

(1) 証拠(甲B2から4まで、6、乙共9、乙B9から18まで)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

ア 原告乙は、平成8年6月1日、Aとの間で、以下の内容の乗船契約を締結した(甲B4の1)。

(ア) 契約期間

- a 平成8年6月1日から約36か月間(ただし、操業の都合により両者の合意の下、延長又は短縮可能とする。)
- b 下船は本船の水揚げ終了後とし、同時に契約満了とする。
- c 両者に異議がない場合には、再契約する。

(イ) 報酬

- a 月固定給：60万円(家庭送金分として50万円)で毎月21日払い
- b 漁獲奨励金：年間総水揚額が2億円以上であった場合、下記のとおり、年間総水揚額に対して対応する割合の金員を支払う。
 - 2.0億円から2.5億円未満…1.9%
 - 2.5億円から3.0億円未満…2.0%
 - 3.0億円から3.3億円未満…2.1%
 - 3.3億円以上……………2.2%

(ウ) 支払

- a 月固定給は漁労長原告乙の要望に従う。
- b 漁獲奨励金は、契約満了時点までの総漁獲物販売完了後1か月以内とする。

(エ) その他

漁労長の本船までの旅費、帰国旅費はすべてAの負担とするものの、協定期限内の自己都合帰国旅費はすべて漁労長負担とする。

イ 原告乙は、平成11年11月2日、Aとの間で、契約期間を平成11年11月2日から約36か月間(ただし、操業の都合により両者の合意の下、延長又は短縮可能とする。)、月固定給を70万円(家庭送金分として60万円)として乗船契約を再締結した(乙B12)。

ウ Aは、Bに対して、平成15年6月11日、FAXで原告乙の給料精算金として、130万8079円を給料振込口座に送金することを依頼した(乙共9、弁論の全趣旨)。

エ C銀行は、Aから平成15年8月14日「船員給与」として送金された450万円につき、原告乙名義の預金口座に449万5502円(中継銀行における手数料2250円及びC銀行における送金口受入手数料2248円を差し引いた金額)の入金処理をし、同月14日、同口座に449万5502円が振り込まれた(乙B9、弁論の全趣旨)。

オ D銀行は、Aから平成15年8月14日に「給与の受取」として送金された450万円につき、原告乙名義の預金口座に449万6250円(中継銀行における手数料2250円及びD銀行における手数料1500円を差し引いた金額)の入金処理をし、同月18日、同口座に449万6250円が振り込まれた(乙B10、弁論の全趣旨)。

- カ F銀行は、Aから平成15年8月14日「給料」として送金された418万5748円につき、原告乙名義の預金口座に418万1156円（中継銀行における手数料2092円及びF銀行における手数料2500円を差し引いた金額）の入金処理をし、同月20日、同口座に418万1156円が振り込まれた（乙B11、弁論の全趣旨）。
- キ 平成15年8月22日付けAの証明書（以下「借入証明書」という。）が、平成20年1月11日にFAXで送られており、同書面には、原告乙が、平成15年8月、自宅新築で資金が必要であるとしてAから借り入れたこと、総振込金額が1317万2908円であること、返済方法は毎月の給料から控除することがそれぞれ記載されていた（甲B6）。
- ク Aは、Bに対して、平成16年10月19日、FAXで原告乙の給料精算金として、105万1527円を給料振込口座に送金することを依頼した（乙B13）。
- ケ Aは、Bに対して、平成17年10月1日、FAXで原告乙の給料精算金として、97万8850円を給料振込口座に送金することを依頼した（乙B18）。
- コ 原告乙は、Bから、別紙9「Bから原告乙への支給明細一覧表」記載の「日付」欄各記載の日に、「金額」欄各記載の金額の送金を受け又は現金を受領した（甲B10、乙B14、17、18、弁論の全趣旨）。
- サ 同乙の出入国の状況は、別紙10-1「平成15年から平成17年までの日本又は外国における入出国の状況」及び同10-2「原告乙の乗船契約・出入国等の状況」の「日本への出入国」欄各記載のとおりである（甲B2から4まで、弁論の全趣旨）。
- (2)ア 前記(1)の認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告乙名義の預金口座に振り込まれた、乙漁獲奨励金①から③は、(ア) 金融機関における送金名目が「船員給与」、「給与の受取」又は「給料」とされていたこと、(イ) 原告甲の場合も、金融機関における送金名目が「船員給与」、「生活費」、「給与の受取」とされ、同原告自身も漁獲奨励金であることを認めていること、(ウ) Aからの送金時期、送金方法が原告甲に対する送金状況と類似していることが認められ、これらの事実を照らせば、上記①から③までの各金員は漁獲奨励金であるというべきである。
- イ この点、原告乙は、上記①から③までの各金員につき、原告乙が、自宅の新築資金としてAから借り入れた金員であって、漁獲奨励金ではない旨主張し、その根拠として、(ア) Aからの借入証明書によって、原告乙が借り入れたことは明らかであり、原告乙は月固定給の中から返済を続けていること、(イ) 原告乙とAとの間の乗船契約は3年契約であり、平成14年11月に始まった契約の2年目である平成15年8月に漁獲奨励金が支払われるはずはないこと、(ウ) 漁獲奨励金であれば、Aの日本の子会社であるB経由で送金されるのが通常であるが、前記各金員は、Aから直接送金されていることを指摘し、これに沿う証拠（(ア)につき甲B6、10、13、乙B17、原告乙本人、(イ)につき甲B4の1、乙B12、(ウ)につき甲B10、乙B15、原告乙本人）もある。
- そこで、上記(ア)から(ウ)までの各事実について検討する。
- (ア) 上記Aからの借入れ等に係るイ(ア)について検討する。
- a 前示のとおり、借入証明書には、原告乙がAから借入れを行ったこと、Aが原告乙名義の3銀行の預金口座に送金したこと、総振込金額が1317万2908円であることなどが記載されており、上記金額は原告乙名義の各預金口座に振り込まれた金額の合計額と同額であり、原告乙の供述中には、平成15年7月中旬ころ、Aから借入れを行う

ために、シンガポールから日本に帰る途中にAの本社がある台湾に寄り、A本社で社長に直接1300万円の借入れをお願いした旨、Aから借り入れた直後の1、2か月は給料から天引きで10万円くらいずつ返済していた旨の部分があり、あるいは平成17年10月から毎月30万円を返済していることに係る証拠（甲B10、13、乙B17）もある。

b しかし、前示認定事実によれば、Aの原告乙に対する振込総額は金融機関の手数料等を加えると1318万5748円となり（前示3(1)のエ、オ、カ）、前記借入証明書の振込総額にかかる記載と一致しない上、原告乙に振り込まれた金額は、前記借入申込額より17万円余り多額であるほか、原告乙は、平成15年6月15日にシンガポールを出国した後、同日に日本に入国しており、同年9月3日に日本を出国するまでは日本に滞在し、上記①から③の各金員を借り入れるために台湾に入国した事実はないこと（甲B3の13、甲B4の3）も明らかである。これに加えて、上記貸付に関しては、抵当権その他の担保権が設定された形跡はないのみならず、その返済方法に関し、原告乙の説明が以下のとおり変遷していることが認められる。

(a) 平成15年9月から毎月10万円ずつ給料の天引きによって行っていた（甲B6）。

(b) 平成15年9月から返済は行っておらず、平成17年10月から毎月30万円ずつ給料からの天引きによって返済していた。(a)の説明と異なった理由は、原告乙と報告書（甲B6）を作成した税理士との連絡手段が気仙沼の連絡場所を経由するという方法であったことから錯誤が生じたためである（甲B9）。

(c) 平成15年8月にAから借り入れた直後の1、2か月は給料からの天引きで月10万円くらいずつ返済していた。返済が苦しくなったので、一度、Aに返済を待ってもらった上で、再度、平成17年10月から毎月30万円ずつ返済していた。報告書（甲B6、9）を作成した税理士との連絡方法は、船舶電話、衛星電話を使用していた（原告乙本人）。

また、原告乙の給与支払に関し、平成15年7月から同年12月までの給与額が変動しておらず、原告乙の給料から10万円が天引きされていた形跡はない上、平成17年10月21日以降、原告甲の給与支給額が70万円から55万円に減額されているところ、上記給与支給額の減額は、Aの漁業経営が悪化したためであり、原告乙の給与支給が減額されたのも平成17年10月21日からであること（甲A15、16、甲B10、乙B17、原告甲本人）が認められ、平成17年10月21日以降における原告乙の給与支給の減額は、Aの経営悪化のためであったことがうかがわれる。これらの諸事情に照らして考慮すると、本項冒頭のaに掲記の証拠及び認定事実のみでは、原告乙のAからの借入れ及びその返済に係る前記主張はたやすく認められず、本件記録を精査しても、原告乙の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はない。

なお、借入申込額より振込総額が多額である点につき、原告乙本人の供述中には、原告乙がAに対して特段の依頼はしていないが、Aにおいて、手数料等を考えて、多めに振り込んだ旨述べていることが認められるが、Aにおいて、原告乙からの依頼がないにもかかわらず、振込手数料分まで配慮して振り込むとは考えにくい上、申し入れ額を超える金額も17万円以上と多額であることに照らすと、上記供述部分はたやすく採用できない。

(イ) 次に、イ(イ)の契約期間との関係について検討する。

原告乙は、Aとの間の乗船契約は3年契約であり、平成14年11月に始まった契約が、2年目の平成15年8月に漁獲奨励金が支払われるはずはない旨主張し、これに沿う証拠(甲B4の1、乙B12)もある。

しかし、前記認定の諸事実によれば、原告乙とAとの間における乗船契約の契約期間は約36か月間とされ、操業の都合により両者の合意の下延長又は短縮可能とされていたほか、前記認定の諸事実及び弁論の全趣旨によれば、a 原告甲について、平成8年6月に締結した乗船契約から平成11年10月5日に乗船契約の再契約をするまでの期間が約40か月(3年4か月)であったこと、b 同日に締結した乗船契約の再契約から平成15年4月1日に乗船契約を再契約するまでの期間が約42か月(3年6か月)であったこと、c 同日の乗船契約の再契約から平成18年8月に契約が終了するまでの期間が約41か月(3年5か月)であったこと、d 原告甲とAとの間の乗船契約が再契約されたのは、乗船契約を締結してから3度目の航海を終えて帰国した際に締結されていることが認められ、これらの事実を照らすと、原告甲について、Aとの間の乗船契約の契約期間は、契約締結日から3年間の経過で必ず終了するものではなく、乗船契約を締結した後、3度目の航海を終えて下船した時点において終了し、その際、当事者に異議がなければ再契約を締結するというものであったことがうかがわれる。これに加え、原告乙とAとの間の契約内容が、原告甲とAとの間の契約内容とほぼ同じであったこと、原告乙においても、平成8年6月1日に乗船契約を締結してから、平成11年11月2日に乗船契約を再契約するまでの期間が約41か月(3年5か月)であったことなどを総合考慮すると、原告乙の乗船契約も、原告甲と同様に契約期間は契約日から3年間で終了するものではなく、乗船契約を締結してから3度目の航海を終えて下船した時点で終了するものであったと認められ、前記(1)に認定した原告乙の入出国状況も併せ考慮すると、平成11年11月2日に締結された乗船契約は、平成15年6月12日ころに終了したというべきであって、そのほか全証拠を精査しても原告乙の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告乙の上記イ(イ)の主張は採用できない。

(ウ) 前記イ(ウ)の主張について検討する。

原告乙は、漁獲奨励金であれば、Aの日本の子会社であるB経由で送金されるのが通常であるところ、前記各金員について、Bが原告乙に支給した金員の一覧表には記載がなく、Aから原告乙に直接送金されていることからすると、借入金であることは明らかである旨主張し、これに沿う証拠(甲B10、乙B9から11まで、17)もある。

しかし、前記認定の諸事実に加え、証拠(乙A15、原告甲本人)及び弁論の全趣旨によれば、漁獲奨励金は、Aから直接口座に振り込まれ、Bを経由して支給されるものではないことが認められるのであって、上記一覧表についても、Bから支給された金員について記載がされているにすぎず、その趣旨が借入金であることをうかがわせるものではないことも併せて考えると、上掲各証拠のみでは原告乙の上記イ(ウ)の主張は認められず、そのほか本件記録を精査しても原告乙イ(ウ)の主張を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、原告の前記イ(ア)から(ウ)の主張は、いずれも理由がなく、①から③の各金員は漁獲奨励金として給与収入というべきである。

(3) 次に、被告は、乙給料精算金①から③につき、原告乙の月固定給70万円のうち、家庭送

金分60万円を除き月額10万円ずつ留保されていた金員の精算金である旨主張し、前記認定の諸事実及び弁論の全趣旨によれば、(ア) 上記①から③までの各金員について、AからBに対して、原告乙の給料精算金として送金することが依頼されていること、(イ) 上記①から③までの各金員が、原告乙が日本に入国した時期に合わせて支払われていること、(ウ) Bの原告乙についての支給明細において、上記①から③の各金員につき「精算」と記載されていることが認められる。

しかし、前記認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告乙とAとの間の乗船契約につき、平成15年6月に再契約がされ(前示(2)イ(イ))、その際、月固定給の増額が合意された形跡はなく、原告乙名義の口座に振り込まれた月固定給は、平成15年6月20日までは60万円であったが、同年7月18日以降は契約上の月固定給と同額である70万円が振り込まれていることが認められ、これらの事実によれば、平成15年7月以降は留保金を止めており、給料精算金も生じていなかったことがうかがわれ、この事実を照らすと、上記(ア)から(ウ)までの事実をもって上記①から③までの各金員が給料精算金であること、上記①から③までの各金員が支払われた時期の直前の航海に対応する給料精算金であることまでは認めることはできず、そのほか全証拠を精査しても、被告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はない。

(4) 以上によれば、(2)①から③までの各金員は漁獲奨励金であると認められるから、これを給与収入として認定すべきであるが、(3)①から③の各金員については、これを月固定給が後払いされたものと認めることはできない。

もっとも、給料精算金にかかる留保金については、原告乙は平成15年6月までの60万円については給与収入であることを自認し、(3)①から③の各金員については、原告乙において、操業中の副次物漁獲物(ふかひれ等)の売上金が1航海ごとに精算されて船員に分配されるべきものであり、その2割に当たる金員は原告乙の収入であることを自認しているから、その限度で給与収入と認めるべきである。

そうすると、原告乙の給与収入額は、別紙11-1の「総所得金額の内訳」中各年分「給与収入額」欄記載のとおり、平成15年分は2183万4523円、平成16年分は861万0306円、平成17年分は859万5710円であると認められる。

(5) 本件各更正処分Bの適法性

ア 前記認定の諸事実によれば、原告乙が納付すべき税額は以下のとおりである。

(ア) 総所得金額

原告乙の平成15年分から平成17年分までの各給与収入額は、前記(4)で認定したとおりであって、これらからそれぞれ給与所得控除(法28条3項)をした額は、別紙11-1の「総所得金額の内訳」中各年分の「給与所得の金額」欄記載のとおりである。また、各年分の雑所得は、別紙11-1の「総所得金額の内訳」中各年分の「雑所得の金額」欄記載の額のとおりであるから、各年分の総所得金額は、別紙11-1の各年分の「総所得金額」欄記載の額となる。

(イ) 所得控除額の計

原告乙の各年分の所得控除の合計額は、別紙11-1の「所得金額から差し引かれる金額」中各年分の「医療費控除」欄、「社会保険料控除」欄、「生命保険、損害保険料控除」欄、「配偶者控除」欄、「扶養控除」欄及び「基礎控除」欄各記載の額の合計であるから、別紙11-1の各年分の「所得控除額の計」欄記載の額となる。

(ウ) 納付すべき税額

原告乙の各年分の課税総所得金額は、各年の総所得金額から所得控除額の計を控除した額（ただし、1000円未満の端数は切り捨て。通則法118条1項）であるから、別紙11-1の各年分の「課税総所得金額」欄記載の額となる。これを基に法89条1項に規定する税額に基づいて計算すると、原告乙の所得税の額は、各年につき、別紙11-1の各年分の「算出税額」欄記載の額となる。

そして、これを負担軽減法6条2項の規定により減額し（減額すべき額は各年ごとに別紙11-1の「定率減税額」欄記載のとおり）、公的年金等の源泉徴収額（各年ごとに別紙11-1の「源泉徴収税額」欄記載のとおり）を控除すると、申告納税額は、各年につき、別紙11-1の各年分の「申告納税額」欄記載の額となる。原告乙が納付すべき税額は、上記申告納税額から予定納税額（各年ごとに別紙11-1の「予定納税額」欄記載のとおり）を控除した額（ただし、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項）であるから、別紙11-1の「確定納税額」中各年分の「納付すべき税額」欄記載の額となる。

イ 以上によれば、別紙11-1のとおり、原告乙の本件係争年分に係る総所得金額及び納付すべき税額は、平成15年分につき、総所得金額2096万0945円、納付すべき税額451万2332円、平成16年分につき、総所得金額845万5898円、納付すべき税額85万0200円、平成17年分につき、総所得金額844万0461円、納付すべき税額70万4300円となるから、平成16年分（ただし、平成16年分については本件再更正処分Bにより一部取り消された後のもの）の更正処分につき、上記の金額を超える部分は違法なものとしていずれも取り消されるべきである。しかしながら、平成15年分及び平成17年分の各更正処分については、納付すべき税額が、上記のとおり処分時に客観的に存在していた税額を上回らないのであるから、平成15年分及び平成17年分の各更正処分はいずれも適法というべきである。

(6) 本件各賦課決定処分Bの適法性

ア 原告乙の本件係争年分の過少申告加算税の額は、別紙11-2の各年分の「加算税の対象となる税額」欄記載の額（平成15年分及び平成17年分については各更正処分による納付すべき税額、平成16年分については前記(5)で認定した納付すべき税額から確定申告時における納付すべき税額を控除した額あるいは還付金の額に相当する税額を加算した額（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨て）を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した額（別紙11-2の各年分の「通常分」中「加算税の税額」欄規定の額）に、上記加算税の対象となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額を基礎として、同条2項の規定により100分の5を乗じて計算した金額（別紙11-2の各年分の「加重分」中「加算税の額」欄記載の額）を合計した額であるから、別紙8-2の各年分の「過少申告加算税の額」欄記載の額となる。

イ そして、本件各賦課決定処分B（ただし、平成16年分については本件変更決定Bにより一部取り消された後のもの）において、同決定処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分B（ただし、平成16年分については本件再更正処分Bにより一部取り消された後のもの）前に税額の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

ウ したがって、原告乙の本件各係争年分に係る過少申告加算税の額は、別紙11-2のとおり、平成15年分につき61万7000円、平成16年分につき10万1000円、平成17年分につき6万9500円となる。

そうすると、平成15年分及び平成17年分の各賦課決定処分については、同決定処分と上記金額とが同額であるからいずれも適法というべきであるが、平成16年分（ただし、本件変更決定Bにより一部取り消された後のもの）については、上記の金額を超える部分は違法であるから取り消されるべきである。

4 以上によれば、第1事件につき、原告甲の請求は主文第1項から第3項の限度で、第2事件につき、原告乙の請求は主文第4項の限度でそれぞれ理由があるから認容し、その余は失当であるから棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 足立 謙三

裁判官 大谷 太

裁判官 市野井 哲也

(別紙一覧表)

- 別紙 1 - 1 平成 1 5 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告甲)
- 別紙 1 - 2 平成 1 6 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告甲)
- 別紙 1 - 3 平成 1 7 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告甲)
- 別紙 2 - 1 平成 1 5 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告乙)
- 別紙 2 - 2 平成 1 6 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告乙)
- 別紙 2 - 3 平成 1 7 年分所得税の更正・加算税の賦課決定通知書 (原告乙)
- 別紙 3 平成 1 6 年分所得税の更正・加算税の変更決定決議書 (原告甲)
- 別紙 4 平成 1 6 年分所得税の更正・加算税の変更決定決議書 (原告乙)
- 別紙 5 課税の根拠・適法性の根拠
- 別紙 6 B から原告甲への支給明細一覧表
- 別紙 7 - 1 平成 1 5 年から平成 1 7 年までの日本又は外国における出入国の状況
- 別紙 7 - 2 原告甲の乗船契約・出入国等の状況
- 別紙 8 - 1 課税一覧表 (原告甲)
- 別紙 8 - 2 過少申告加算税一覧表 (原告甲)
- 別紙 9 B から原告乙への支給明細一覧表
- 別紙 1 0 - 1 平成 1 5 年から平成 1 7 年までの日本又は外国における出入国の状況
- 別紙 1 0 - 2 原告乙の乗船契約・出入国等の状況
- 別紙 1 1 - 1 課税一覧表 (原告乙)
- 別紙 1 1 - 2 過少申告加算税一覧表 (原告乙)

別紙 1 - 1 ~ 別紙 4

省略

別紙5

第1 原告甲に係る各種所得金額及び納付すべき税額の根拠

1 平成15年分

(1) 総所得金額（添付1-1「再課税一覧表A」の6欄） 2082万6124円

上記金額は、次のアないしウの合計額である。

ア 給与所得の金額（添付1-1「再課税一覧表A」の1欄） 1880万4063円

原告甲がAから直接ないしBを経由して受領する金員のうち、①Aから原告甲名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座Aに月固定給の一部として毎月振込まれている家庭送金分のほか、②月10万円の留保金（精算金は毎月の留保金から立替金員を相殺した後の月固定給の後払いにすぎないことから、給与収入として認定すべき金額が当該立替金員を相殺する前の月10万円である。）及び③Aから原告甲に対して支払われた漁獲奨励金（ただし、漁獲奨励金は平成15年分のみ。）については、いずれも「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」に該当する所得である。

(ア) 給与収入金額

本件における原告甲の平成15年分の給与等の収入金額は、原告甲名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座A、D銀行気仙沼支店普通預金口座A及びE信用金庫普通預金口座に振り込まれた金額である2141万6485円（添付2-1「給与収入集計表A」の「本件各処分A」合計欄、答弁書添付2「給与振込集計表A」平成15年分合計欄）に、月10万円の留保金の12か月分である120万円を加算し、精算金である平成15年3月18日振込金100万円及び旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない平成15年6月20日振込分3万3260円を減算した2158万3225円（添付2-1「給与収入集計表A」の「被告主張額」合計欄）である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額2158万3225円に対する給与所得控除額は、220万円と当該収入金額から1000万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額である277万9162円（法28条3項5号）である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額（上記ア）から給与所得控除額（上記イ）を控除した1880万4063円である。

イ 雑所得の金額（添付1-1「再課税一覧表A」の2欄） 172万8648円

(ア) 公的年金等の収入金額

平成15年分公的年金等の収入金額は、原告甲が平成15年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票（乙A第1号証の3）の支払金額欄に記載された280万4864円である。

(イ) 公的年金等控除額

上記公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50万円と上記公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額である（法35条4項）ことから、107万6216円である。

(ウ) 雑所得の金額

公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除

額を控除した残額であることから、上記(ア)の280万4864円から上記(イ)の107万6216円を控除すると平成15年分の雑所得として172万8648円が算出される。

ウ 一時所得の金額 (添付1-1「再課税一覧表A」の3欄) 29万3413円

(ア) 一時所得の総収入金額

原告甲が、I株式会社から受領した満期保険金425万8168円及び買増保険金15万4059円(乙A第1号証の4)は、一時所得の総収入金額に該当する。

(イ) 一時所得の金額

この一時所得の総収入金額を得るために支出した掛金総額は332万5400円である(乙A第1号証の4「既払込保険料」欄)。一時所得の総収入金額441万2227円から掛金総額332万5400円を控除すると108万6827円であり、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額は58万6827円となる。

なお、総所得金額に算入される一時所得の金額は、58万6827円の2分の1に相当する金額29万3413円である(法22条2項2号)

上記金額は、原告甲の平成15年分確定申告書(乙A第1号証の1)に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計 (添付1-1「再課税一覧表A」の18欄) 97万7582円

上記の金額は、社会保険料控除額19万3900円、生命保険料控除額2万0682円、損害保険料控除額3000円、配偶者控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 社会保険料控除額 (添付1-1「再課税一覧表A」の10欄)

社会保険料控除額は、原告甲が平成15年中に納付した国民健康保険税の合計額19万3900円であり、原告甲の平成15年分確定申告書(乙A第1号証の1)に記載された社会保険料控除額と同額である。

イ 生命保険料控除額 (添付1-1「再課税一覧表A」の11欄)

原告甲が支払った生命保険料2万0682円に対する生命保険料控除額は、2万5000円以下であるから2万0682円である(法76条1項1号)。

上記金額は、原告甲の平成15年分確定申告書(乙A第1号証の1)に記載された生命保険料控除額と同額である。

ウ 損害保険料控除額 (添付1-1「再課税一覧表A」の11欄)

原告甲が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料1万2000円に対する損害保険料控除額は、原告甲が支払った損害保険料の金額の合計額が4000円を超えていることから3000円(法77条1項1号)である。

上記金額は、原告甲の平成15年分確定申告書(乙A第1号証の1)に記載された損害保険料控除額と同額である。

エ 配偶者控除額 (添付1-1「再課税一覧表」の13欄)

原告甲の配偶者丙は、原告甲と生計を一にしており、平成15年中の合計所得金額が38万円以下と認められるから控除対象配偶者(法2条1項33号)に該当し、配偶者控除額は38万円である(法83条)。

上記金額は、原告甲の平成15年分確定申告書(乙A第1号証の1)に記載された金額と同額である。

(3) 課税総所得金額 (添付1-1「再課税一覧表A」の19欄) 1984万8000円

課税総所得金額は、上記(1)総所得金額(添付1-1「再課税一覧表A」の6欄)2082万6124円から上記(2)所得控除額の計(添付1-1「再課税一覧表A」の18欄)97万7582円を控除した残額(1984万8542円)について、1000円未満の端数処理(国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項)をした金額である。

(4) 納付すべき税額(添付1-1「再課税一覧表A」の38欄) 456万0200円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額(添付1-1「再課税一覧表A」の35欄)から、予定納税額(添付1-1「再課税一覧表A」の36及び37欄)を控除した残額である(なお、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項)。

ア 算出税額(添付1-1「再課税一覧表A」の25欄) 485万3760円

課税総所得金額(添付1-1「再課税一覧表A」の19欄)に対する算出税額は、法89条1項の税率(平成17年法律第21号による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負担軽減法」という。)4条を適用したもの)に基づき計算すると次表のとおりとなる。

(算出税額表)

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3,300,000円(330万円以下の金額)	10/100	330,000円
2	5,700,000円 (330万円を超え900万円以下の金額)	20/100	1,140,000円
3	9,000,000円 (900万円を超え1,800万円以下の金額)	30/100	2,700,000円
4	1,848,000円 (1,800万円を超える金額)	37/100	683,760円
算出税額(上記No.1ないし4の合計)			4,853,760円

イ 定率減税額(添付1-1「再課税一覧表A」の33欄) 25万円

上記の金額は、負担軽減措置法6条2項により定率控除前の所得税額(差引所得税額(添付1-1「再課税一覧表A」の31欄)。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。)に100分の20の割合を乗じて計算した金額(ただし、当該金額が25万円を超える場合には、25万円)である。当該金額は25万円を超えていることから、定率減税額は25万円である。

ウ 源泉徴収税額(添付1-1「再課税一覧表A」の34欄) 4万3486円

源泉徴収税額は、平成15年分公的年金等の源泉徴収票(乙A第1号証の3)の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告甲に係る平成15年分の納付すべき税額は、本件各更正処分Aによって確定された原告甲の平成15年分の納付すべき税額を上回ることになる。

2 平成16年分

(1) 総所得金額(添付1-2「再課税一覧表A」の6欄) 915万8049円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額(添付1-2「再課税一覧表A」の1欄) 744万円

(ア) 給与収入金額

本件における平成16年分の給与等の収入金額は、原告甲名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座Aに振り込まれた金額である970万4511円（添付2-2「給与収入集計表A」の「本件各処分A」合計欄、答弁書添付2「給与振込集計表A」平成16年分合計欄）に、月10万円の留保金の12か月分である120万円を加算し、精算金である平成16年7月6日振込金125万9951円及び旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない平成16年8月20日振込分4万4560円を減算した960万円（添付2-2「給与収入集計表A」の「被告主張額」合計欄、前記第1の2及び第2の1）である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額960万円に対する給与所得控除額は、186万円と当該収入金額から660万円を控除した金額の100分の10に相当する金額との合計額である216万円（法28条3項4号）である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額（上記(ア)）から給与所得控除額（上記(イ)）を控除した744万円である。

イ 雑所得の金額（添付1-2「再課税一覧表A」の2欄） 171万8049円

(ア) 公的年金等の収入金額

平成16年分公的年金等の収入金額は、原告甲が平成16年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票（乙A第2号証の3）の支払金額欄に記載された279万0732円である。

(イ) 公的年金等控除額

上記公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50万円と上記公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額である（法35条4項）ことから、107万2683円である。

(ウ) 雑所得の金額

雑所得の金額は、上記(ア)公的年金等の収入金額279万0732円から、上記(イ)公的年金等控除額107万2683円を控除した残額の171万8049円である。

上記金額は、原告甲の平成16年分確定申告書（乙A第2号証の1）に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計（添付1-2「再課税一覧表A」の18欄） 102万0823円

上記の金額は、社会保険料控除額23万0900円、生命保険料控除額2万6923円、損害保険料控除額3000円、配偶者控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 医療費控除（添付1-2「再課税一覧表A」の9欄）

原告甲の平成16年分の総所得金額は上記(1)のとおり、915万8049円であるところ、原告が支払った医療費の額は9万7659円であり、当該総所得金額の100分の5に相当する金額（当該100分の5に相当する金額が10万円を超えるため、10万円）を超えていないことから、医療費控除の適用はできない。

イ 社会保険料控除額（添付1-2「再課税一覧表A」の10欄）

社会保険料控除額は、原告甲が平成16年中に納付した国民健康保険税の合計額であり、原告甲の平成16年分確定申告書（乙A第2号証の1）に記載された社会保険料控除額と同額である。

ウ 生命保険料控除額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 11 欄）

原告甲が支払った生命保険料 2 万 8 8 4 5 円に対する生命保険料控除額は、2 万 5 0 0 0 円を超え 5 万円以下であるから、2 万 5 0 0 0 円と支払った生命保険料から 2 万 5 0 0 0 円を控除した金額の 2 分の 1 に相当する金額との合計額 2 万 6 9 2 3 円である（法 7 6 条 1 項 2 号）。

上記金額は、原告甲の平成 1 6 年分確定申告書（乙 A 第 2 号証の 1）に記載された生命保険料控除額と同額である。

エ 損害保険料控除額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 11 欄）

原告甲が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料 1 万 2 0 0 0 円に対する損害保険料控除額は、原告甲が支払った損害保険料の金額の合計額が 4 0 0 0 円を超えていることから 3 0 0 0 円（法 7 7 条 1 項 1 号）である。

上記金額は、原告甲の平成 1 6 年分確定申告書（乙 A 第 2 号証の 1）に記載された損害保険料控除額と同額である。

オ 配偶者控除額及び基礎控除額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 13 欄及び 16 欄）

原告甲の配偶者丙は、原告甲と生計を一にしており、平成 1 6 年中の合計所得金額が 3 8 万円以下であると認められるから控除対象配偶者（法 2 条 1 項 3 3 号）に該当し、配偶者控除額は 3 8 万円である（法 8 3 条）。

上記金額は、原告甲の平成 1 6 年分確定申告書（乙 A 第 2 号証の 1）に記載された金額と同額である。

なお、基礎控除額は 3 8 万円（定額）である。

(3) 課税総所得金額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 19 欄） 8 1 3 万 7 0 0 0 円

課税総所得金額は、上記(1)総所得金額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 6 欄）9 1 5 万 8 0 4 9 円から上記(2)所得控除額の計（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 18 欄）1 0 2 万 0 8 2 3 円を控除した残額（8 1 3 万 7 2 2 6 円）について、1 0 0 0 円未満の端数処理（通則法 1 1 8 条 1 項）をした金額である。

(4) 納付すべき税額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 38 欄） 1 0 0 万 4 7 0 0 円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 35 欄）から、予定納税額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 36 及び 37 欄）を控除した残額である（なお、1 0 0 円未満の端数切り捨て。通則法 1 1 9 条 1 項）。

ア 算出税額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 25 欄） 1 2 9 万 7 4 0 0 円

課税総所得金額（添付 1-2 「再課税一覧表 A」 の 19 欄）に対する算出税額は、法 8 9 条 1 項の税率（負担軽減措置法 4 条を適用したもの）に基づき計算すると次表のとおりとなる。

（算出税額表）

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3, 300, 000円（330万円以下の金額）	10/100	330, 000円
2	4, 837, 000円 （330万円を超え900万円以下の金額）	20/100	967, 400円
3	－円 （900万円を超え1, 800万円以下の金額）	30/100	－円
4	－円 （1, 800万円を超える金額）	37/100	－円
算出税額（上記No. 1 ないし 4 の合計）			1, 297, 400円

イ 定率減税額（添付 1－2「再課税一覧表 A」の 33 欄） 25 万円

上記の金額は、負担軽減措置法 6 条 2 項により定率控除前の所得税額（差引所得税額（添付 1－2「再課税一覧表 A」の 31 欄）。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。）に 100 分の 20 の割合を乗じて計算した金額（ただし、当該金額が 25 万円を超える場合には、25 万円）である。当該金額は 25 万円を超えていることから、定率減税額は 25 万円である。

ウ 源泉徴収税額（添付 1－2「再課税一覧表 A」の 34 欄） 4 万 2 6 3 8 円

源泉徴収税額は、平成 16 年分公的年金等の源泉徴収票（乙 A 第 2 号証の 3）の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告甲に係る平成 16 年分の納付すべき税額は、本件再更正処分 A によって確定された原告甲の平成 16 年分の納付すべき税額と同額になる。

3 平成 17 年分

(1) 総所得金額（添付 1－3「再課税一覧表 A」の 6 欄） 8 5 1 万 0 1 7 3 円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額（添付 1－3「再課税一覧表 A」の 1 欄） 7 0 3 万 5 0 0 0 円

(ア) 給与収入金額

本件における平成 17 年分の給与等の収入金額は、原告甲名義の C 銀行気仙沼支店普通預金口座 A に振り込まれた金額である 7 9 9 万 4 9 2 5 円（添付 2－3「給与収入集計表 A」の「本件各処分 A」合計欄、答弁書添付 2「給与収入振込表 A」平成 17 年分合計欄）に、月 10 万円の留保金の 12 か月分である 1 2 0 万円を加算し、旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない平成 17 年 12 月 21 日振込分 4 万 4 9 2 5 円を減算した 9 1 5 万円（添付 2－3「給与収入集計表 A」の「被告主張額」合計欄）である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額 9 1 5 万円に対する給与所得控除額は、1 8 6 万円と当該収入金額から 6 6 0 万円を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額との合計額である 2 1 1 万 5 0 0 0 円（法 28 条 3 項 4 号）である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額（上記(ア)）から給与所得控除額（上記(イ)）を控除した 7 0 3 万 5 0 0 0 円である。

イ 雑所得の金額（添付 1－3「再課税一覧表 A」の 2 欄） 1 4 7 万 5 1 7 3 円

(ア) 公的年金等の収入金額

平成 17 年分公的年金等の収入金額は、原告甲が平成 17 年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票（乙 A 第 3 号証の 3）の支払金額欄に記載された 2 6 7 万 5 1 7 3 円である。

(イ) 公的年金等控除額

上記公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50 万円と公的年金等の収入金額から 50 万円を控除した残額の 100 分の 25 に相当する金額の合計額である（法 35 条 4 項）。

ただし、当該合計額が 70 万円に満たないときは、70 万円（年齢が 65 歳以上の場合は

120万円（租税特別措置法41条の15の2第1項）である。

上記(ア)に対する公的年金等の控除額は、50万円と公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額が104万3794円であるが、原告甲は平成17年1月1日現在で65歳（昭和15年7月5日生）であるから、当該合計額104万3794円は120万円に満たないことから公的年金等の控除額は120万円（租税特別措置法41条の15の2第1項）となる。

(ウ) 雑所得の金額

雑所得の金額は、上記(ア)公的年金等の収入金額267万5173円から、上記(イ)公的年金等控除額120万円を控除した残額の147万5173円である。

上記金額は、原告甲の平成17年分確定申告書（乙A第3号証の1）に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計（添付1-3「再課税一覧表A」の18欄） 104万6878円

上記の金額は、社会保険料控除額25万9290円、生命保険料控除額2万4588円、損害保険料控除額3000円、配偶者控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 社会保険料控除額（添付1-3「再課税一覧表A」の10欄）

社会保険料控除額は、原告甲が平成17年中に納付した国民健康保険税21万1400円及び介護保険料4万7890円の合計額25万9290円であり、原告甲の平成17年分確定申告書（乙A第3号証の1）に記載された社会保険料控除額と同額である。

イ 生命保険料控除額（添付1-3「再課税一覧表A」の11欄）

原告甲が支払った生命保険料2万4588円に対する生命保険料控除額は、支払った生命保険料の合計額が2万5000円以下であるから、2万4588円（法76条1項1号）である。

上記金額は、原告甲の平成17年分確定申告書（乙A第3号証の1）に記載された生命保険料控除額と同額である。

ウ 損害保険料控除額（添付1-3「再課税一覧表A」の11欄）

原告甲が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料1万2000円に対する損害保険料控除額は、原告甲が支払った損害保険料の金額の合計額が4000円を超えていることから3000円（法77条1項1号）である。

上記金額は、原告甲の平成17年分確定申告書（乙A第3号証の1）に記載された損害保険料控除額と同額である。

エ 配偶者控除額及び基礎控除額（添付1-3「再課税一覧表A」の13及び16欄）

原告甲の配偶者丙は、原告甲と生計を一にしており、平成17年中の合計所得金額が38万円以下であると認められるから控除対象配偶者（法2条1項33号）に該当し、配偶者控除額は38万円である（法83条）。

上記金額は、原告甲の平成17年分確定申告書（乙A第3号証の1）に記載された金額と同額である。

(3) 課税総所得金額（添付1-3「再課税一覧表A」の19欄） 746万3000円

課税総所得金額は、上記(1)総所得金額（添付1-3「再課税一覧表A」の6欄）851万0173円から上記(2)所得控除額の計（添付1-3「再課税一覧表A」の18欄）104万6878円を控除した残額（746万3295円）について、1000円未満の端数処理（通則法118条1項）をした金額である。

(4) 納付すべき税額（添付1-3「再課税一覧表A」の38欄） 87万6800円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額（添付1-3「再課税一覧表A」の35欄）から、予定納税額（添付1-3「再課税一覧表A」の36及び37欄）を控除した残額である（なお、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項）。

ア 算出税額（添付1-3「再課税一覧表A」の25欄） 116万2600円

課税総所得金額（添付1-3「再課税一覧表A」の19欄）に対する算出税額は、法89条1項の税率（負担軽減措置法4条を適用したもの）に基づき計算すると次表のとおりとなる。

（算出税額表）

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3,300,000円（330万円以下の金額）	10/100	330,000円
2	4,163,000円 （330万円を超え900万円以下の金額）	20/100	832,600円
3	-円 （900万円を超え1,800万円以下の金額）	30/100	-円
4	-円 （1,800万円を超える金額）	37/100	-円
算出税額（上記No.1ないし4の合計）			1,162,600円

イ 定率減税額（添付1-3「再課税一覧表A」の33欄） 23万2520円

上記の金額は、負担軽減措置法6条2項により定率控除前の所得税額（差引所得税額（添付1-3「再課税一覧表A」の31欄）。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。）に100分の20の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 源泉徴収税額（添付1-3「再課税一覧表A」の34欄） 5万3211円

源泉徴収税額は、平成17年分公的年金等の源泉徴収票（乙A第3号証の3）の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告甲に係る平成17年分の納付すべき税額は、本件各更正処分Aによって確定された原告甲の平成17年分の納付すべき税額を上回ることになる。

第2 本訴において被告が主張する原告乙に係る各種所得金額及び納付すべき税額の根拠

1 平成15年分

(1) 総所得金額（添付3-1「再課税一覧表B」の6欄） 2128万2411円

上記金額は、次のア及びイの合計額である。

ア 給与所得の金額（添付3-1「再課税一覧表B」の1欄） 1936万4262円

原告乙がAから直接ないしBを経由して受領する金員のうち、①Aから原告乙名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座B-1及びC銀行気仙沼支店普通預金口座B-2に月固定給の一部として毎月振込まれている家庭送金分のほか、②月10万円の留保金（精算金は毎月の留保金から立替金員を相殺した後の月固定給の後払いにすぎないことから、給与収入として認定すべき金額が当該立替金員を相殺する前の月10万円である。）及び③Aから原告乙に対して支払われた漁獲奨励金（ただし、漁獲奨励金は平成15年分のみ。）については、原告甲同様、いずれも「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」に該当する所得である（以下、平成16年分及び平成17年分において同じ。）。

(ア) 給与収入金額

本件における原告甲の平成15年分の給与等の収入金額は、原告乙名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座B-1、C銀行気仙沼支店普通預金口座B-2、株式会社F銀行気仙沼支店・口座番号 及び株式会社D銀行気仙沼支店・口座番号) に振り込まれた金額である2109万1228円(添付4-1「給与収入集計表B」の「本件各処分B」合計欄、答弁書添付4「給与振込集計表B」平成15年分合計欄)に、月10万円の留保金の12か月分である120万円を加算し、旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない平成15年10月21日振込分61万8320円の内11万8320円を減算した2217万2908円(添付4-1「給与収入集計表B」の「被告主張額」合計欄)である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額2217万2908円に対する給与所得控除額は、220万円と当該収入金額から1000万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額である280万8646円(法28条3項5号)である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額(上記(ア))から給与所得控除額(上記(イ))を控除した1936万4262円である。

イ 雑所得の金額(添付3-1「再課税一覧表B」の2欄) 191万8149円

(ア) 公的年金等の収入金額

平成15年分公的年金等の収入金額は、原告乙が平成15年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票(乙B第1号証の3)の支払金額欄に記載された305万7532円である。

(イ) 公的年金等控除額

上記公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50万円と上記公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額である(法35条4項)ことから、113万9383円である。

(ウ) 雑所得の金額

雑所得の金額は、上記(ア)公的年金等の収入金額305万7532円から上記(イ)の公的年金等控除額113万9383円を控除した残額の191万8149円である。

上記金額は、原告乙の平成15年分確定申告書(乙B第1号証の1)に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計(添付3-1「再課税一覧表B」の18欄) 120万1480円

上記の金額は、医療費控除額8万2280円、社会保険料控除額30万6200円、生命保険料控除額5万円、損害保険料控除3000円、配偶者控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 医療費控除額(添付3-1「再課税一覧表B」の9欄)

原告乙が支払った医療費18万2280円(乙B第1号証の2)に対する医療費控除額は、原告乙の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(上記1(1))の100分の5に相当する金額が10万円を超えることから、支払った医療費のうち10万円を超える部分、すなわち、8万2280円が控除額である(法73条1項)。

イ 社会保険料控除額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 10 欄）

社会保険料控除額は、原告乙が平成 15 年中に納付した国民健康保険税の合計額 30 万 6 200 円であり、原告乙の平成 15 年分確定申告書（乙 B 第 1 号証の 1）に記載された社会保険料控除額と同額である。

ウ 生命保険料控除額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 11 欄）

原告乙が支払った生命保険料 12 万 5 199 円に対する生命保険料控除額は、原告乙が支払った生命保険料の金額の合計額が 10 万円を超えることから 5 万円（法 76 条 1 項 4 号）である。

上記金額は、原告乙の平成 15 年分確定申告書（乙 B 第 1 号証の 1）に記載された生命保険料控除額と同額である。

エ 損害保険料控除額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」 11 欄）

原告乙が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料 3 万 3 200 円に対する損害保険料控除額は、原告乙が支払った損害保険料の金額の合計額が 4000 円を超えていることから 3000 円（法 77 条 1 項 1 号）である。

上記金額は、原告乙の平成 15 年分確定申告書（乙 B 第 1 号証の 1）に記載された損害保険料控除額と同額である。

オ 配偶者控除額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 13 欄）

原告乙の配偶者丁は、原告乙と生計を一にしており、平成 15 年中の合計所得金額が 38 万円以下と認められるから控除対象配偶者（法 2 条 1 項 3 3 号）に該当し、配偶者控除額は 38 万円である（法 83 条）。

上記金額は、原告乙の平成 15 年分確定申告書（乙 B 第 1 号証の 1）に記載された金額と同額である。

カ 配偶者特別控除額及び基礎控除額（添付 3-1 の「再課税一覧表 B」の 14 及び 16 欄）

原告乙の合計所得金額（法 2 条 1 項 3 3 号）は、上記 1 (1) のとおり 2128 万 2411 円であり、1000 万円を超えることから配偶者特別控除は適用できないことになる（同法 83 条の 2 第 2 項）。

なお、基礎控除額は 38 万円（定額）である。

(3) 課税総所得金額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 19 欄） 2008 万円

課税総所得金額は、上記 (1) 総所得金額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 6 欄）2128 万 2411 円から上記 (2) 所得控除額の計（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 18 欄）120 万 1480 円を控除した残額（2008 万 0931 円）について、1000 円未満の端数処理（通則法 118 条 1 項）をした金額である。

(4) 納付すべき税額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 38 欄） 463 万 0900 円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 35 欄）から、予定納税額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 36 及び 37 欄）を控除した残額である（なお、100 円未満の端数切り捨て。通則法 119 条 1 項）。

ア 算出税額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 25 欄） 493 万 9600 円

課税総所得金額（添付 3-1 「再課税一覧表 B」の 19 欄）に対する算出税額は、法 89 条 1 項の税率（負担軽減措置法 4 条を適用したもの）に基づき計算すると次表のとおりとなる。

（算出税額表）

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3,300,000円 (330万円以下の金額)	10/100	330,000円
2	5,700,000円 (330万円を超え900万円以下の金額)	20/100	1,140,000円
3	9,000,000円 (900万円を超え1,800万円以下の金額)	30/100	2,700,000円
4	2,080,000円 (1,800万円を超える金額)	37/100	769,600円
算出税額 (上記No. 1ないし4の合計)			4,939,600円

イ 定率減税額 (添付3-1「再課税一覧表B」の33欄) 25万円

上記の金額は、負担軽減措置法6条2項により定率控除前の所得税額 (差引所得税額 (添付3-1「再課税一覧表B」の31欄)。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。) に100分の20の割合を乗じて計算した金額 (ただし、当該金額が25万円を超える場合には、25万円) である。当該金額は25万円を超えていることから、定率減税額は25万円である。

ウ 源泉徴収税額 (添付3-1「再課税一覧表B」の34欄) 5万8646円

源泉徴収税額は、平成15年分公的年金等の源泉徴収票 (乙B第1号証の3) の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告乙に係る平成15年分の納付すべき税額は、本件各更処分Bによって確定された原告乙の平成15年分の納付すべき税額を上回ることになる。

2 平成16年分

(1) 総所得金額 (添付3-2「再課税一覧表B」の6欄) 934万6623円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 (添付3-2「再課税一覧表B」の1欄) 744万円

(ア) 給与収入金額

本件における平成16年分の給与等の収入金額は、原告乙名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座B-1及びC銀行気仙沼支店普通預金口座B-2に振り込まれた金額である1151万1270円 (添付4-2「給与収入集計表B」の「本件各処分B」合計欄) に、月10万円の留保金の12か月分である120万円を加算し、Aからの借入金であるとの疑いを挟む余地がないではない平成16年5月21日振込分200万円及び精算金である同年10月27日振込分105万1527円並びに旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない同年12月21日振込分5万9743円を減算した960万円 (添付4-2「給与収入集計表B」の「被告主張額」合計欄、前記第2の2) である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額960万円に対する給与所得控除額は、186万円と当該収入金額から660万円を控除した金額の100分の10に相当する金額との合計額である216万円 (法28条3項4号) である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額 (上記ア) から給与所得控除額 (上記イ) を控除し

た744万円である。

イ 雑所得の金額（添付3-2「再課税一覧表B」の2欄） 190万6623円

（ア） 公的年金等の収入金額

平成16年分公的年金等の収入金額は、原告乙が平成16年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票（乙B第2号証の3）の支払金額欄に記載された304万2164円である。

（イ） 公的年金等控除額

上記公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50万円と上記公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額である（法35条4項）ことから、113万5541円である。

（ウ） 雑所得の金額

雑所得の金額は、上記（ア）公的年金等の収入金額304万2164円から、上記（イ）公的年金等控除額113万5541円を控除した残額の190万6623円である。

上記金額は、原告乙の平成16年分確定申告書（乙B第2号証の1）に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計（添付3-2「再課税一覧表B」の18欄） 113万0366円

上記の金額は、社会保険料控除額31万8100円、生命保険料控除額4万9266円、損害保険料控除額3000円、配偶者控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 社会保険料控除額（添付3-2「再課税一覧表B」の10欄）

社会保険料控除額は、原告乙が平成16年中に納付した国民健康保険税の合計額31万8100円であり、原告乙の平成16年分確定申告書（乙B第2号証の1）に記載された社会保険料控除額と同額である。

イ 生命保険料控除額（添付3-2「再課税一覧表B」の11欄）

原告乙が支払った生命保険料9万7064円に対する生命保険料控除額は、5万円を超え10万円以下であるから、3万7500円と当該合計額から5万円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額4万9266円である（法76条1項3号）。

上記金額は、原告乙の平成16年分確定申告書（乙B第2号証の1）に記載された生命保険料控除額と同額である。

ウ 損害保険料控除額（添付3-2「再課税一覧表B」11欄）

原告乙が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料3万0900円に対する損害保険料控除額は、原告乙が支払った損害保険料の金額の合計額が4000円を超えていることから3000円（法77条1項1号）である。

上記金額は、原告乙の平成16年分確定申告書（乙B第2号証の1）に記載された損害保険料控除額と同額である。

エ 配偶者控除額及び基礎控除額（添付3-2「再課税一覧表B」の13欄及び16欄）

原告乙の配偶者丁は、原告乙と生計を一にしており平成16年中の合計所得金額が38万円以下と認められるから控除対象配偶者（法2条1項33号）に該当し、配偶者控除額は38万円である（法83条）。

上記金額は、原告乙の平成16年分確定申告書（乙B第2号証の1）に記載された金額と同額である。

なお、基礎控除額は38万円（定額）である。

(3) 課税総所得金額（添付3-2「再課税一覧表B」の19欄） 821万6000円

課税総所得金額は、上記(1)総所得金額（添付3-2「再課税一覧表B」の6欄）934万6623円から上記(2)所得控除額の計（添付3-2「再課税一覧表B」の18欄）113万0366円を控除した残額（821万6257円）について、1000円未満の端数処理（通則法118条1項）をした金額である。

(4) 納付すべき税額（添付3-2「再課税一覧表B」の38欄） 100万5400円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額（添付3-2「再課税一覧表B」の35欄）から、予定納税額（添付3-2「再課税一覧表B」の36及び37欄）を控除した残額である（なお、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項）。

ア 算出税額（添付3-2「再課税一覧表B」の25欄） 131万3200円

課税総所得金額（添付3-2「再課税一覧表B」の19欄）に対する算出税額は、法89条1項の税率（負担軽減措置法4条を適用したもの）に基づき計算すると次表のとおりとなる。

（算出税額表）

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3,300,000円（330万円以下の金額）	10/100	330,000円
2	4,916,000円 （330万円を超え900万円以下の金額）	20/100	983,200円
3	－円 （900万円を超え1,800万円以下の金額）	30/100	－円
4	－円 （1,800万円を超える金額）	37/10	－円
算出税額（上記No.1ないし4の合計）			1,313,200円

イ 定率減税額（添付3-2「再課税一覧表B」の33欄） 25万円

上記の金額は、負担軽減措置法6条2項により定率控除前の所得税額（差引所得税額（添付3-2「再課税一覧表B」の31欄）。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。）に100分の20の割合を乗じて計算した金額（ただし、当該金額が25万円を超える場合には、25万円）である。当該金額は25万円を超えていることから、定率減税額は25万円である。

ウ 源泉徴収税額（添付3-2「再課税一覧表B」の34欄） 5万7724円

源泉徴収税額は、平成16年分公的年金等の源泉徴収票（乙B第2号証の3）の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告乙に係る平成16年分の納付すべき税額は、本件再更正処分Bによって確定された原告乙の平成16年分の納付すべき税額と同額になる。

3 平成17年分

(1) 総所得金額（添付3-3「再課税一覧表B」の6欄） 853万4322円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額（添付3-3「再課税一覧表B」の1欄） 663万円

(ア) 給与収入金額

本件における平成17年分の給与等の収入金額は、原告乙名義のC銀行気仙沼支店普通預金口座B-1及びC銀行気仙沼支店普通預金口座B-2に振り込まれた金額である756万2402円(添付4-3「給与収入集計表B」の「本件各処分B」合計欄、答弁書添付4「給与振込集計表B」平成17年合計欄)に、月10万円の留保金の12か月分である120万円を加算し、旅費立替分であるとの疑いを挟む余地がないではない平成17年12月21日振込分46万2402円の内6万2402円を減算した870万円(添付4-3「給与収入集計表B」の「被告主張額」合計欄)である。

(イ) 給与所得控除額

上記給与収入金額870万円に対する給与所得控除額は、186万円と当該収入金額から660万円を控除した金額の100分の10に相当する金額との合計額である207万円(法28条3項4号)である。

(ウ) 給与所得金額

給与所得の金額は、給与収入金額(上記(ア))から給与所得控除額(上記(イ))を控除した663万円である。

イ 雑所得の金額(添付3-3「再課税一覧表B」の2欄) 190万4322円

(ア) 公的年金等の収入金額

平成17年分公的年金等の収入金額は、原告乙が平成17年分の確定申告書に添付した公的年金等の源泉徴収票(乙B第3号証の3)の支払金額欄に記載された303万9096円である。

(イ) 公的年金等控除額

公的年金等の収入金額に対する公的年金等の控除額は、50万円と公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の100分の25に相当する金額の合計額である(法35条4項)ことから113万4774円である。

(ウ) 雑所得の金額

雑所得の金額は、上記(ア)公的年金等の収入金額303万9096円から、上記(イ)公的年金等控除額113万4774円を控除した残額の190万4322円である。

上記金額は、原告乙の平成17年分確定申告書(乙B第3号証の1)に記載された金額と同額である。

(2) 所得控除額の計(添付3-3「再課税一覧表B」の18欄) 183万2869円

上記の金額は、医療費控除額23万9609円、社会保険料控除40万0260円、生命保険料控除額5万円、損害保険料控除額3000円、配偶者控除額38万円、扶養控除額38万円及び基礎控除額38万円の合計額である。

ア 医療費控除額(添付3-3「再課税一覧表B」の9欄)

原告乙が支払った医療費33万9609円(乙B第3号証の2)に対する医療費控除額は、原告乙の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(上記3(1))の100分の5に相当する金額が10万円を超えることから、支払った医療費のうち10万円を超える部分、すなわち、23万9609円が控除額である(法73条1項)

イ 社会保険料控除額(添付3-3「再課税一覧表B」の10欄)

社会保険料控除額は、原告乙が平成17年中に納付した国民健康保険税30万5200円及び国民年金9万5060円の合計額の40万0260円であり、原告乙の平成17年分確定申

告書（乙B第3号証の1）に記載された社会保険料控除額と同額である。

ウ 生命保険料控除額（添付3-3「再課税一覧表B」の11欄）

原告乙が支払った生命保険料14万1024円に対する生命保険料控除額は、原告乙が支払った生命保険料の金額の合計額が10万円を超えることから5万円（法76条1項4号）である。

上記金額は、原告乙の平成17年分確定申告書（乙B第3号証の1）に記載された生命保険料控除額と同額である。

エ 損害保険料控除額（添付3-3「再課税一覧表B」のB11欄）

原告乙が支払った短期損害保険契約に係る損害保険料3万7283円に対する損害保険料控除額は、原告乙が支払った損害保険料の金額の合計額が4000円を超えていることから3000円（所法77条1項1号）である。

上記金額は、原告乙の平成17年分確定申告書（乙B第3号証の1）に記載された損害保険料控除額と同額である。

オ 配偶者控除額（添付3-3「再課税一覧表B」の13欄）

原告乙の配偶者丁は、原告乙と生計を一にしており平成17年中の合計所得金額が38万円以下と認められるから控除対象配偶者（法2条1項33号）に該当し、配偶者控除額は38万円である（法83条）。

上記金額は、原告乙の平成17年分確定申告書（乙B第3号証の1）に記載された金額と同額である。

カ 扶養控除額及び基礎控除額（添付3-3「再課税一覧表B」の15欄及び16欄）

原告乙の二男戊は、原告乙と生計を一にしており合計所得金額が38万円以下と認められ、扶養親族（法2条1項34号）に該当することから、扶養控除額は38万円である。

なお、基礎控除額は38万円（定額）である。

(3) 課税総所得金額（添付3-3「再課税一覧表B」の19欄） 670万1000円

課税総所得金額は、上記(1)総所得金額（添付3-3「再課税一覧表B」の6欄）853万4322円から上記(2)所得控除額の計（添付3-3「再課税一覧表B」の18欄）183万2869円を控除した残額（670万1453円）について、1000円未満の端数処理（通則法118条1項）をした金額である。

(4) 納付すべき税額（添付3-3「再課税一覧表B」の38欄） 71万9400円

納付すべき税額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を控除して算出した申告納税額（添付3-3「再課税一覧表B」の35欄）から、予定納税額（添付3-3「再課税一覧表B」の36及び37欄）を控除した残額である（なお、100円未満の端数切り捨て。通則法119条1項）。

ア 算出税額（添付3-3「再課税一覧表B」の25欄） 101万0200円

課税総所得金額（添付3-3「再課税一覧表B」の19欄）に対する算出税額は、法89条1項の税率（負担軽減措置法4条を適用したもの）に基づき計算すると次表のとおりとなる。

（算出税額表）

No.	課税総所得金額	税率	算出税額
1	3,300,000円（330万円以下の金額）	10/100	330,000円
2	3,401,000円 （330万円を超え900万円以下の金額）	20/100	680,200円

3	－円 (900万円を超え1,800万円以下の金額)	30/100	－円
4	－円 (1,800万円を超える金額)	37/100	－円
算出税額 (上記No.1ないし4の合計)			1,010,200円

イ 定率減税額 (添付3-3「再課税一覧表B」の33欄) 20万2040円

上記の金額は、負担軽減措置法6条2項により定率控除前の所得税額 (差引所得税額 (添付3-3「再課税一覧表B」の31欄)。なお、本件では、配当控除額及び外国税額控除額がないため、上記アと同額。) に100分の20の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 源泉徴収税額 (添付3-3「再課税一覧表B」の34欄) 8万8740円

源泉徴収税額は、平成17年分公的年金等の源泉徴収票 (乙B第3号証の3) の源泉徴収税額欄に記載されている金額である。

(5) 小括

以上のとおり、被告が主張する原告乙に係る平成17年分の納付すべき税額は、本件各更正処分Bによって確定された原告乙の平成17年分の納付すべき税額を上回ることになる。

第3 本件更正処分の適法性

1 本件各更正処分A (平成16年分については、本件再更正処分Aの後のもの) の適法性

被告が、本訴において主張する原告甲の本件係争年分の納付すべき税額は、それぞれ、前記第1の1(4)、同2(4)及び同3(4)のとおりであるところ、本各更正処分A (ただし、平成16年分については、本件再更正処分Aの後のもの。以下同じ。) における納付すべき税額は、いずれも上記金額と同額ないしその処分時に客観的に存在していた税額を上回らないことは明らかであるから、本件各更正処分Aはいずれも適法である (総額主義)。

2 本件各更正処分B (平成16年分については、本件再更正処分Bの後のもの) の適法性

被告が、本訴において主張する原告乙の本件係争年分の納付すべき税額は、それぞれ、前記第2の1(4)、同2(4)及び同3(4)のとおりであるところ、本各更正処分B (ただし、平成16年分については、本件再更正処分Bの後のもの。以下同じ。) における納付すべき税額は、いずれも上記金額と同額ないしその処分時に客観的に存在していた税額を上回らないことは明らかであるから、本件各更正処分Bはいずれも適法である (総額主義)。

第4 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件賦課決定処分A (平成16年分については、本件変更決定処分Aの後のもの) の根拠

(1) 平成15年分 64万8500円

上記金額は、平成15年分所得税の更正処分により、原告甲が納付すべきこととなった税額449万円 (ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ) を基礎として、これに同法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額44万9000円に、納付すべき税額449万円のうち50万円を超える部分に相当する税額399万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額19万9500円を加算した金額である。

(2) 平成16年分 12万3500円

上記金額は、本件再更正処分Aにより、原告甲が納付すべきこととなった税額99万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額9万

9000円に、納付すべき税額99万円のうち50万円を超える部分に相当する税額49万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額2万4500円を加算した金額である。

(3) 平成17年分 8万3000円

上記金額は、平成17年分所得税の更正処分により、原告甲が納付すべきこととなった税額72万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額7万2000円に、納付すべき税額72万円のうち50万円を超える部分に相当する税額22万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額1万1000円を加算した金額である。

2 本件賦課決定処分B（平成16年分については、本件変更決定処分Bの後のもの）の根拠

(1) 平成15年分 61万7000円

上記金額は、平成15年分所得税の更正処分により、原告乙が納付すべきこととなった税額428万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額42万8000円に、納付すべき税額428万円のうち50万円を超える部分に相当する税額378万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額18万9000円を加算した金額である。

(2) 平成16年分 12万5000円

上記金額は、本件再更正処分Bにより、原告乙が納付すべきこととなった税額100万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額10万円に、納付すべき税額100万円のうち50万円を超える部分に相当する税額50万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額2万5000円を加算した金額である。

(3) 平成17年分 6万9500円

上記金額は、平成17年分所得税の更正処分により、原告乙が納付すべきこととなった税額63万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額6万3000円に、納付すべき税額63万円のうち50万円を超える部分に相当する税額13万円を基礎として、同条2項の規定により100分の5の割合を乗じて計算した金額6500円を加算した金額である。

3 本件各賦課決定処分の適法性

(1) 本件各賦課決定処分A（平成16年分については、本件変更決定処分Aの後のもの。以下同じ。）の適法性

前記第3の1で述べたとおり本件各更正処分Aはいずれも適法であるところ、本件各賦課決定処分Aにおいて、本件各更正処分Aにより新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分A前に税額の計算の基礎とされなかったことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

したがって、被告が本訴において主張する本件各更正処分Aに伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ、上記1(1)から(3)のとおりであるところ、本件各賦課決定処分Aにおける過少申告加算税の額はいずれも上記金額と同額であるから、本件各賦課決定処分Aはいずれも適法である。

(2) 本件各賦課決定処分B（平成16年分については、本件変更決定処分Bの後のもの。以下同

じ。)の適法性

前記第3の2で述べたとおり本件各更正処分Bはいずれも適法であるところ、本件各賦課決定処分Bにおいて、本件各更正処分Bにより新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分B前に税額の計算の基礎とされなかったことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

したがって、被告が本訴において主張する本件各更正処分Bに伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ、上記2(1)から(3)のとおりであるところ、本件各賦課決定処分Bにおける過少申告加算税の額はいずれも上記金額と同額であるから、本件各賦課決定処分Bはいずれも適法である。

再課税一覧表 A

(単位：円)

項目			区分		平成15年分					
			確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A	被告主張額		
総所得金額の内訳	給与所得の金額	1	—	18,645,660	同左	同左			18,804,063	
	雑所得の金額	2	1,728,648	1,728,648					1,728,648	
	一時所得の金額	3	293,413	293,413					293,413	
総所得金額 (1 + 2 + 3)		6	2,022,061	20,667,721					20,826,124	
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	—	—					—	
	社会保険料控除	10	193,900	193,900					193,900	
	生命保険料 損害保険料控除	11	23,682	23,682					23,682	
	配偶者控除	13	380,000	380,000					380,000	
	配偶者特別控除	14	380,000	—					—	
	基礎控除	16	380,000	380,000					380,000	
所得控除額の計 (9～16の計)		18	1,357,582	977,582					977,582	
課税総所得金額		19	664,000	19,690,000					19,848,000	
算出税額		25	66,400	4,795,300					4,853,760	
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—					—	
差引所得税額 (25-30)		31	66,400	4,795,300					4,853,760	
定率減税額		33	13,280	250,000					250,000	
源泉徴収税額		34	43,486	43,486					43,486	
申告納税額 (31-33-34)		35	9,600	4,501,800					4,560,200	
予定納税額		36 37	—	—	—					
確定納税額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	9,600	4,501,800	4,560,200					
	還付金の額に相当する税額	39	—	—	—					
過少申告加算税の額		45	—	648,500	657,500					

※各欄の1～45の番号は、甲A第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致する。

再課税一覧表 A

(単位：円)

項目			区分		平成16年分					
			確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A	被告主張額		
額の 内 訳	給与所得の金額	1	—	7,534,059	同左	同左	7,440,000	同左		
	雑所得の金額	2	1,718,049	1,718,049			1,718,049			
総所得金額(1+2)		6	1,718,049	9,252,108			9,158,049			
所得 金額 から 差し 引か れる 金額	医療費控除	9	11,757	—			—			
	社会保険料控除	10	230,900	230,900			230,900			
	生命保険料 損害保険料 控除	11	29,923	29,923			29,923			
	配偶者控除	13	380,000	380,000			380,000			
	配偶者特別控除	14	—	—			—			
	基礎控除	16	380,000	380,000			380,000			
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,032,580	1,020,823			1,020,823			
課税総所得金額		19	685,000	8,231,000			8,137,000			
算出税額		25	68,500	1,316,200			1,297,400			
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—			—			
差引所得税額(25-30)		31	68,500	1,316,200			1,297,400			
定率減税額		33	13,700	250,000			250,000			
源泉徴収税額		34	42,638	42,638			42,638			
申告納税額(31-33-34)		35	12,100	1,023,500			1,004,700			
予定納税額		36 37	—	—			—			
確定納税額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	12,100	1,023,500			1,004,700			
	還付金の額に相当する税額	39	—	—			—			
過少申告加算税の額		45	—	126,500			123,500			

※各欄の1~45の番号は、甲A第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致する。

再課税一覧表 A

(単位：円)

区分 項目			平成17年分				
			確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A
の 内 訳 総 所 得 金 額	給与所得の金額	1	—	5,995,432	同 左	同 左	7,035,000
	雑所得の金額	2	1,475,173	1,475,173			1,475,173
総所得金額(1+2)		6	1,475,173	7,470,605			8,510,173
所 得 金 額 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	医療費控除	9	—	—			—
	社会保険料控除	10	259,290	259,290			259,290
	生命保険料 損害保険料 控除	11	27,588	27,588			27,588
	配偶者控除	13	380,000	380,000			380,000
	配偶者特別控除	14	—	—			—
	基礎控除	16	380,000	380,000			380,000
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,046,878	1,046,878			1,046,878
課税総所得金額		19	428,000	6,423,000			7,463,000
算出税額		25	42,800	954,600			1,162,600
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—			—
差引所得税額(25-30)		31	42,800	954,600			1,162,600
定率減税額		33	8,560	190,920			232,520
源泉徴収税額		34	53,211	53,211	53,211		
申告納税額(31-33-34)		35	△18,971	710,400	876,800		
予定納税額		36 37	—	—	—		
確 定 納 税 額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	—	710,400	876,800		
	還付金の額に相 当する税額	39	18,971	—	—		
過少申告加算税の額		45	—	83,000	108,500		

※各欄の1~45の番号は、甲A第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致する。

給与収入集計表A

(単位：円)

区分 項目		平成15年分								
		確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A	被告主張額			
H15. 1. 21	振込金	—	600,000	同左	同左		600,000			
H15. 1. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 2. 21	振込金	—	600,000				600,000			
H15. 2. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 3. 18	振込金	—	1,000,000				—			
H15. 3. 20	振込金	—	600,000				600,000			
H15. 3. 20	留保金	—	—				100,000			
H15. 4. 21	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 4. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 4. 25	振込金	—	4,292,723				4,292,723			
H15. 4. 25	振込金	—	3,995,502				3,995,502			
H15. 4. 25	振込金	—	3,995,000				3,995,000			
H15. 5. 21	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 5. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 6. 20	振込金	—	733,260				700,000			
H15. 6. 20	留保金	—	—				100,000			
H15. 7. 18	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 7. 18	留保金	—	—				100,000			
H15. 8. 21	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 8. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 9. 19	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 9. 19	留保金	—	—				100,000			
H15. 10. 21	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 10. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 11. 21	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 11. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 12. 19	振込金	—	700,000				700,000			
H15. 12. 19	留保金	—	—				100,000			
合計		—	21,416,485							21,583,225

給与収入集計表A

(単位：円)

区分 項目		平成16年分								
		確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A	被告主張額			
H16. 1. 21	振込金	—	700,000	同左	同左	700,000	同左			
H16. 1. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 2. 20	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 2. 20	留保金	—	—			100,000				
H16. 3. 19	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 3. 19	留保金	—	—			100,000				
H16. 4. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 4. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 5. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 5. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 6. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 6. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 7. 6	振込金	—	1,259,951			—				
H16. 7. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 7. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 8. 20	振込金	—	744,560			700,000				
H16. 8. 20	留保金	—	—			100,000				
H16. 9. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 9. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 10. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 10. 21	留保金	—	—			100,000				
H16. 11. 19	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 11. 19	留保金	—	—			100,000				
H16. 12. 21	振込金	—	700,000			700,000				
H16. 12. 21	留保金	—	—			100,000				
合計		—	9,704,511						9,600,000	

給与収入集計表A

(単位：円)

区分 項目		平成17年分					被告主張額
		確定申告額	本件各処分A	異議決定額	審査裁決額	本件再処分A	
H17. 1. 21	振込金	—	700,000	同左	同左		700,000
H17. 1. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 2. 21	振込金	—	700,000				700,000
H17. 2. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 3. 18	振込金	—	700,000				700,000
H17. 3. 18	留保金	—	—				100,000
H17. 4. 21	振込金	—	700,000				700,000
H17. 4. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 5. 20	振込金	—	700,000				700,000
H17. 5. 20	留保金	—	—				100,000
H17. 6. 21	振込金	—	700,000				700,000
H17. 6. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 7. 21	振込金	—	700,000				700,000
H17. 7. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 8. 19	振込金	—	700,000				700,000
H17. 8. 19	留保金	—	—				100,000
H17. 9. 21	振込金	—	700,000				700,000
H17. 9. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 10. 21	振込金	—	550,000				550,000
H17. 10. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 11. 21	振込金	—	550,000				550,000
H17. 11. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 12. 21	振込金	—	594,925				550,000
H17. 12. 21	留保金	—	—				100,000
合計		—	7,994,925			9,150,000	

再課税一覧表B

(単位：円)

区分 項目			平成15年分					
			確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額
の内 記 の 総 所 得 金 額	給与所得の金額	1	—	18,336,666	同左	同左		19,364,262
	雑所得の金額	2	1,918,149	1,918,149				1,918,149
総所得金額(1+2)		6	1,918,149	20,254,815				21,282,411
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	86,373	82,280				82,280
	社会保険料控除	10	306,200	306,200				306,200
	生命保険料 損害保険料 控除	11	53,000	53,000				53,000
	配偶者控除	13	380,000	380,000				380,000
	配偶者特別控除	14	380,000	—				—
	扶養控除	15	—	—				—
	基礎控除	16	380,000	380,000				380,000
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,585,573	1,201,480				1,201,480
課税総所得金額		19	332,000	19,053,000				20,080,000
算出税額		25	33,200	4,559,610				4,939,600
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—				—
差引所得税額(25-30)		31	33,200	4,559,610				4,939,600
定率減税額		33	6,640	250,000	250,000			
源泉徴収税額		34	58,646	58,646	58,646			
申告納税額(31-33-34)		35	△32,086	4,250,900	4,630,900			
予定納税額		36 37	—	—	—			
確定納税額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	—	4,250,900	4,630,900			
	還付金の額に相当する税額	39	32,086	—	—			
過少申告加算税の額		45	—	617,000	674,000			

※各欄の1~45の番号は、甲B第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致す

再課税一覧表B

(単位：円)

区分 項目			平成16年分					
			確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額
額の 内 訳 金	給与所得の金額	1	—	9,235,706	同左	同左	7,440,000	同左
	雑所得の金額	2	1,906,623	1,906,623			1,906,623	
総所得金額(1+2)		6	1,906,623	11,142,329			9,346,623	
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	—	—			—	
	社会保険料控除	10	318,100	318,100			318,100	
	生命保険料 損害保険料 控除	11	52,266	52,266			52,266	
	配偶者控除	13	380,000	380,000			380,000	
	配偶者特別控除	14	—	—			—	
	扶養控除	15	—	—			—	
	基礎控除	16	380,000	380,000			380,000	
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,130,366	1,130,366			1,130,366	
課税総所得金額		19	776,000	10,011,000			8,216,000	
算出税額		25	77,600	1,773,300			1,313,200	
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—			—	
差引所得税額(25-30)		31	77,600	1,773,300			1,313,200	
定率減税額		33	15,520	250,000			250,000	
源泉徴収税額		34	57,724	57,724			57,724	
申告納税額(31-33-34)		35	4,300	1,465,500			1,005,400	
予定納税額		36 37	—	—			—	
確定納税額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	4,300	1,465,500			1,005,400	
	還付金の額に相当する税額	39	—	—			—	
過少申告加算税の額		45	—	194,000			125,000	

※各欄の1~45の番号は、甲B第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致す

再課税一覧表B

(単位：円)

区分			平成17年分					
			確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額
の内 記 の 総 所 得 金 額	給与所得の金額	1	—	5,606,161	同左	同左		6,630,000
	雑所得の金額	2	1,904,322	1,904,322				1,904,322
総所得金額(1+2)		6	1,904,322	7,510,483				8,534,322
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	244,393	239,609				239,609
	社会保険料控除	10	400,260	400,260				400,260
	生命保険料 損害保険料 控除	11	53,000	53,000				53,000
	配偶者控除	13	380,000	380,000				380,000
	配偶者特別控除	14	—	—				—
	扶養控除	15	380,000	380,000				380,000
	基礎控除	16	380,000	380,000				380,000
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,837,653	1,832,869				1,832,869
課税総所得金額		19	66,000	5,677,000				6,701,000
算出税額		25	6,600	805,400				1,010,200
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—				—
差引所得税額(25-30)		31	6,600	805,400				1,010,200
定率減税額		33	1,320	161,080	202,040			
源泉徴収税額		34	88,740	88,740	88,740			
申告納税額(31-33-34)		35	△83,460	555,500	719,400			
予定納税額		36 37	—	—	—			
確定納税額 (35-36-37)	納付すべき税額	38	—	555,500	719,400			
	還付金の額に相当する税額	39	83,460	—	—			
過少申告加算税の額		45	—	69,500	95,000			

※各欄の1~45の番号は、甲B第1号証の1の2、同号証の2の2及び同号証の3の2の別表における各欄の番号と一致す

給与収入集計表B

(単位：円)

区分 項目		平成15年分								
		確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額			
H15. 1. 21	振込金	—	500,000	同左	同左		500,000			
H15. 1. 21	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 1. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 2. 21	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 2. 21	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 2. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 3. 20	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 3. 20	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 3. 20	留保金	—	—				100,000			
H15. 4. 21	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 4. 21	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 4. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 5. 21	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 5. 21	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 5. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 6. 20	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 6. 20	振込金	—	100,000				100,000			
H15. 6. 20	留保金	—	—				100,000			
H15. 7. 18	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 7. 18	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 7. 18	留保金	—	—				100,000			
H15. 8. 14	振込金	—	4,495,502				4,495,502			
H15. 8. 18	振込金	—	4,496,250				4,496,250			
H15. 8. 20	振込金	—	4,181,156				4,181,156			
H15. 8. 21	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 8. 21	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 8. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 9. 19	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 9. 19	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 9. 19	留保金	—	—				100,000			
H15. 10. 21	振込金	—	618,320				500,000			
H15. 10. 21	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 10. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 11. 21	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 11. 21	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 11. 21	留保金	—	—				100,000			
H15. 12. 19	振込金	—	500,000				500,000			
H15. 12. 19	振込金	—	200,000				200,000			
H15. 12. 19	留保金	—	—				100,000			
合計		—	21,091,228							22,172,908

給与収入集計表B

(単位：円)

区分 項目		平成16年分					
		確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額
H16. 1. 21	振込金	—	500,000	同左	同左	500,000	同左
H16. 1. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 1. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 2. 20	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 2. 20	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 2. 20	留保金	—	—			100,000	
H16. 3. 19	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 3. 19	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 3. 19	留保金	—	—			100,000	
H16. 4. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 4. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 4. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 5. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 5. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 5. 21	振込金	—	2,000,000			—	
H16. 5. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 6. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 6. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 6. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 7. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 7. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 7. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 8. 20	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 8. 20	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 8. 20	留保金	—	—			100,000	
H16. 9. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 9. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 9. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 10. 21	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 10. 21	振込金	—	200,000			200,000	
H16. 10. 21	留保金	—	—			100,000	
H16. 10. 27	振込金	—	1,051,527			—	
H16. 11. 19	振込金	—	500,000			500,000	
H16. 11. 19	振込金	—	200,000	200,000			
H16. 11. 19	留保金	—	—	100,000			
H16. 12. 21	振込金	—	500,000	500,000			
H16. 12. 21	振込金	—	200,000	200,000			
H16. 12. 21	振込金	—	59,743	—			
H16. 12. 21	留保金	—	—	100,000			
合計		—	11,511,270			9,600,000	

給与収入集計表B

(単位：円)

区分 項目		平成17年分					
		確定申告額	本件各処分B	異議決定額	審査裁決額	本件再処分B	被告主張額
H17. 1. 21	振込金	—	500,000	同左	同左		500,000
H17. 1. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 1. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 2. 21	振込金	—	500,000				500,000
H17. 2. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 2. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 3. 18	振込金	—	500,000				500,000
H17. 3. 18	振込金	—	200,000				200,000
H17. 3. 18	留保金	—	—				100,000
H17. 4. 21	振込金	—	500,000				500,000
H17. 4. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 4. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 5. 20	振込金	—	500,000				500,000
H17. 5. 20	振込金	—	200,000				200,000
H17. 5. 20	留保金	—	—				100,000
H17. 6. 21	振込金	—	500,000				500,000
H17. 6. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 6. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 7. 21	振込金	—	500,000				500,000
H17. 7. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 7. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 8. 19	振込金	—	500,000				500,000
H17. 8. 19	振込金	—	200,000				200,000
H17. 8. 19	留保金	—	—				100,000
H17. 9. 21	振込金	—	500,000				500,000
H17. 9. 21	振込金	—	200,000				200,000
H17. 9. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 10. 21	振込金	—	400,000				400,000
H17. 10. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 11. 21	振込金	—	400,000				400,000
H17. 11. 21	留保金	—	—				100,000
H17. 12. 21	振込金	—	462,402				400,000
H17. 12. 21	留保金	—	—				100,000
合計		—	7,562,402				8,700,000

Bから原告甲への支給明細一覧表

平成15年

日付	金額	備考
1月21日	600,000	月固定給のうち60万円
2月21日	600,000	月固定給のうち60万円
3月18日	1,000,000	精算(名目)
3月20日	600,000	月固定給のうち60万円
4月21日	700,000	月固定給
5月21日	700,000	月固定給
6月21日	700,000	月固定給
6月21日	33,260	旅費立替分
7月18日	700,000	月固定給
8月21日	700,000	月固定給
9月19日	700,000	月固定給
10月21日	700,000	月固定給
11月21日	700,000	月固定給
12月19日	700,000	月固定給

平成17年

日付	金額	備考
1月21日	700,000	月固定給
2月21日	700,000	月固定給
3月18日	700,000	月固定給
4月21日	700,000	月固定給
5月20日	700,000	月固定給
6月21日	700,000	月固定給
7月21日	700,000	月固定給
8月19日	33,260	旅費立替分
9月21日	700,000	月固定給
10月6日	1,436,314	精算(名目)
10月21日	550,000	月固定給
11月21日	550,000	月固定給
12月21日	550,000	月固定給
12月21日	44,925	旅費立替分

平成16年

1月21日	700,000	月固定給
2月20日	700,000	月固定給
3月19日	700,000	月固定給
4月21日	700,000	月固定給
5月21日	700,000	月固定給
6月21日	700,000	月固定給
7月6日	1,259,951	精算(名目)
7月21日	700,000	月固定給
8月20日	700,000	月固定給
8月20日	44,560	旅費立替分
9月21日	700,000	月固定給
10月21日	700,000	月固定給
11月19日	700,000	月固定給
12月21日	700,000	月固定給

平成18年

1月20日	550,000	月固定給
2月21日	550,000	月固定給
3月20日	550,000	月固定給
4月21日	550,000	月固定給
5月19日	550,000	月固定給
6月21日	550,000	月固定給
7月21日	550,000	月固定給
8月21日	550,000	月固定給
9月27日	329,125	精算(名目)

平成15年から平成17年までの日本又は外国における入出国の状況

	国内における滞在日数等			パスポートによる入出国記録		
	国内からの 出国日	国内への 入国日	国内におけ る滞在日数	入国した国	出国した国	入国から出 国までの日数
				入国日	出国日	
平成 15 年分		平成15年3月17日	79日		モルディブ 平成15年3月5日	64日
				シンガポール 平成15年3月15日	シンガポール 平成15年3月16日	2日
	平成15年6月3日			シンガポール 平成15年6月4日	シンガポール 判読不能	—
				モルディブ 平成15年6月16日		199日
平成 16 年分		平成16年6月28日	35日		モルディブ 平成16年6月27日	179日
				中華民国 平成16年8月1日	中華民国 平成16年8月2日	2日
	平成16年8月1日			スリランカ 平成16年8月2日	スリランカ 平成16年8月3日	2日
				モルディブ 平成16年8月23日		131日
平成 17 年分		平成17年10月6日	38日		モルディブ 平成17年8月24日	236日
				スリランカ 平成17年10月5日	スリランカ 平成17年10月5日	1日
	平成17年11月12日			スリランカ 平成17年11月12日	スリランカ 平成17年11月13日	2日

(注) 1 モルディブ共和国領海内での操業には、入出国手続きを前提とした漁業権取得が必要なため、同国における入国から出国までの日数は、モルディブ共和国の領海内の船舶操業期間が含まれている。

2 滞在日数は、出国日及び入国日を含む日数である。

◎原告甲の乗船契約・入出国等の状況

乗船契約	日本への入出国		積算期間	家庭送金以外の入金	摘要 (根拠・証拠等)			
	乗船期間							
H8(1996). 6. 1					判決書	甲A第3号証の13(2・14ページ)		
(約36ヶ月) (延長短縮可能)	約3年4か月	出国 H8(1996). 判読不能 <第1次航海>			原告甲パスポート			
		入国 H9(1997). 7. 29			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(5枚目)		
		出国 H9(1997). 8. 判読不能 <第2次航海>			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(5枚目)		
		入国 H10(1998). 判読不能			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(5枚目)		
		出国 H10(1998). 9. 16			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(7枚目)		
		H11(1999). 5. 31			<第3次航海>		判決書	甲A第3号証の13(2・14ページ)
			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(7枚目)				
H11(1999). 10. 5			14か月	乗船契約書	乙A第8号証			
(約36ヶ月) (延長短縮可能)	約3年6か月	出国 H11(1999). 11. 11 <第1次航海>			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(4枚目)		
		入国 H12(2000). 12. 19			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(4枚目)		
		出国 H13(2001). 1. 19 <第2次航海>			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(9枚目)		
		入国 H13(2001). 11. 12			原告甲パスポート	甲A第4号証の3(9枚目)		
		出国 H13(2001). 12. 15			入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(2枚目)		
					原告甲パスポート	甲A第4号証の3(5枚目)		
H14(2002). 10. 4	<第3次航海>		16か月	乗船契約書	乙A第8号証			
				入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(4枚目)			
		入国 H15(2003). 3. 17		判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)			
				原告甲パスポート	甲A第4号証の3(6枚目)			
				H15(2003). 3. 18	給料積算金 乙A第9号証の1 [原告甲は「ふかひれなどの副収入金」と主張]			
H15(2003). 4. 1			15か月	乗船証明書	甲A第4号証の1			
H15(2003). 4. 25				訴状第1の3②(3ページ)				
(3ヶ月) (航海終了まで)	約3年5か月				H15(2003). 4. 25	¥4, 292, 723	乙A第13号証	
					H15(2003). 4. 25	¥3, 995, 502	漁獲奨励金	乙A第11号証
					H15(2003). 4. 25	¥3, 995, 000		乙A第12号証
		出国 H15(2003). 6. 3 <第1次航海>			入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(4枚目)		
					判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)		
		入国 H16(2004). 6. 28			入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(5枚目)		
					判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)		
					H16年(2004)7. 6	¥1, 259, 951	給料精算金 乙A第9号証の2 [原告甲は「ふかひれなどの副収入金」と主張]	
		出国 H16(2004). 8. 1 <第2次航海>			入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(5枚目)		
					判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)		
		入国 H17(2005). 10. 6			入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(6枚目)		
					判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)		
	H17年(2005)10. 6	¥1, 436, 314	給料精算金 乙A第10号証の1・2 [原告甲は「H15. 3までの給料精算金」と主張]					
出国 H17(2005). 11. 12	入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(6枚目)						
	判決書	甲A第3号証の13別表2(11ページ)						
H18(2006). 3. 31	<第3次航海>		11か月	乗船証明書	甲A第4号証の1			
				入手国履歴一覧表	甲A第2号証の1資料(7枚目)			
		入国 H18(2006). 8. 22 (船火事で帰国)		原告甲本人調書	2・15ページ			
				H18(2006). 9. 27	¥329, 125 給料精算金 乙A第16号証			

(注)「日本への入国」欄の「乗船期間」は、乗船契約及び入出国に基づく実際の乗船期間を表し、「積算期間」は、毎月天引きされている留保金の積算対象期間を表す。

課税一覧表 (原告甲)

			平成15年分	平成16年分	平成17年分
総所得金額の内訳	給与所得の金額	1	17,949,063	6,360,000	5,955,000
	給与収入額		20,683,225	8,400,000	7,950,000
	給与所得控除		2,734,162	2,040,000	1,995,000
	雑所得の金額	2	1,728,648	1,718,049	1,475,173
	一時所得の金額	3	293,413	—	—
総所得金額 (1 + 2 + 3)		6	19,971,124	8,078,049	7,430,173
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	—	—	—
	社会保険料控除	10	193,900	230,900	259,290
	生命保険、損害保険料控除	11	23,682	29,923	27,588
	配偶者控除	12	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	13	—	—	—
	基礎控除	14	380,000	380,000	380,000
所得控除額の計 (9~16の計)		18	977,582	1,020,823	1,046,878
課税総所得金額		19	18,993,000	7,057,000	6,383,000
算出税額		25	4,537,410	1,081,400	946,600
配当控除額 外国税額控除額		30	—	—	—
差引所得税額 (25-30)		31	4,537,410	1,081,400	946,600
定率減税額		33	250,000	216,280	189,320
源泉徴収税額		34	43,486	42,638	53,211
申告納税額 (31-33-34)		35	4,243,900	822,400	704,000
予定納税額		36 37			
確定納税額	納付すべき税額	38	4,243,900	822,400	704,000
	還付金の額に相当する税額	39			

過少申告加算税一覧表 (原告甲)

区分			平成 1 5 年分	平成 1 6 年分	平成 1 7 年分
			賦課決定額	賦課決定額	賦課決定額
加算税の対象となる税額		①	4,234,300	810,300	722,900
累積増差税額		②			
		③			
		④			
		⑤			
		⑥			
①から⑥の計		⑦	4,234,300	810,300	722,900
期限内申告税額	平成 1 6 年 3 月 1 5 日の確定申告分	⑧	9,600	12,100	△18,971
	外国税額控除額	⑨			
	源泉徴収税額	⑩	43,486	42,638	53,211
	予納税額	⑪			
	災害減免額	⑫			
	⑧から⑫の計	⑬	53,086	54,738	34,240
⑬の金額と 50 万円とでいずれが多い方の金額		⑭	500,000	500,000	500,000
①の金額と「⑦-⑭」の金額とのいずれか少ない方の金額		⑮	3,734,300	310,300	222,900
加重算税の対象となる税額		⑯			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑯) (1 万円未満の端数切り捨て)	⑰	4,230,000	810,000	720,000
	加算税の割合	⑱	10%	10%	10%
	加算税の税額 (⑰×⑱)	⑲	423,000	81,000	72,000
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑮-⑯) (1 万円未満の端数切り捨て)	⑳	3,730,000	310,000	220,000
	加算税の割合	㉑	5%	5%	5%
	加算税の額 (⑳×㉑)	㉒	186,500	15,500	11,000
過少申告加算税の額 (⑲+㉒)		㉓	609,500	96,500	83,000

Bから原告乙への支給明細一覧表

平成15年

日付	金額	備考
1月21日	600,000	月固定給のうち60万円
2月21日	600,000	月固定給のうち60万円
3月20日	600,000	月固定給のうち60万円
4月21日	600,000	月固定給のうち60万円
5月21日	600,000	月固定給のうち60万円
6月15日	1,308,079	精算(名目)
6月20日	600,000	月固定給のうち60万円
7月18日	700,000	月固定給
8月21日	700,000	月固定給
9月19日	700,000	月固定給
10月21日	700,000	月固定給
10月21日	118,320	旅費立替分
11月21日	700,000	月固定給
12月19日	700,000	月固定給

平成17年

日付	金額	備考
1月21日	700,000	月固定給
2月21日	700,000	月固定給
3月18日	700,000	月固定給
4月21日	700,000	月固定給
5月20日	700,000	月固定給
6月21日	700,000	月固定給
7月21日	700,000	月固定給
8月19日	700,000	月固定給
9月21日	700,000	月固定給
10月6日	978,550	精算(名目)
10月21日	400,000	月固定給
11月21日	400,000	月固定給
12月21日	400,000	月固定給
12月21日	62,402	旅費立替分

平成16年

1月21日	700,000	月固定給
2月20日	700,000	月固定給
3月19日	700,000	月固定給
4月21日	700,000	月固定給
5月21日	700,000	月固定給
5月21日	2,000,000	借入
6月21日	700,000	月固定給
7月21日	700,000	月固定給
8月20日	700,000	月固定給
9月21日	700,000	月固定給
10月21日	700,000	月固定給
10月26日	1,051,527	精算(名目)
11月19日	700,000	月固定給
12月21日	700,000	月固定給
12月21日	59,743	旅費立替分

平成18年

1月20日	400,000	月固定給
2月21日	400,000	月固定給
3月20日	400,000	月固定給
4月21日	400,000	月固定給
5月19日	400,000	月固定給
6月21日	400,000	月固定給
7月13日	587,265	精算(名目)
7月21日	400,000	月固定給
7月31日	1,000,000	精算(名目)
8月21日	400,000	月固定給
9月21日	400,000	月固定給
10月20日	400,000	月固定給
11月21日	400,000	月固定給
11月30日	500,000	借入
12月4日	99,580	旅費立替分
12月21日	400,000	月固定給

平成15年から平成17年までの日本又は外国における入出国の状況

	国内における滞在日数等			パスポートによる入出国記録		
	国内からの 出国日	国内への 入国日	国内におけ る滞在日数	入国した国	出国した国	入国から出 国までの日数
				入国日	出国日	
平成 15 年 分		平成15年6月15日	81日		モルディブ 平成15年6月4日	155日
	平成15年9月3日			シンガポール 平成15年6月14日	シンガポール 平成15年6月15日	2日
		平成15年9月7日	29日	中華民国 平成15年9月3日	中華民国 平成15年9月7日	5日
	平成15年10月5日			シンガポール 平成15年10月6日	シンガポール 平成15年10月11日	6日
					モルディブ 平成15年10月19日	
平成 16 年 分		平成16年10月23日	31日		モルディブ 平成16年10月11日	285日
				スリランカ 平成16年10月22日	スリランカ 平成16年10月22日	1日
	平成16年11月22日			スリランカ 平成16年11月22日	スリランカ 平成16年11月23日	2日
					モルディブ 平成16年11月28日	
平成 17 年 分		平成17年10月6日	31日		モルディブ 平成17年8月17日	229日
	平成17年11月5日			スリランカ 平成17年10月5日	スリランカ 平成17年10月6日	2日

(注) 1 モルディブ共和国領海内での操業には、入出国手続きを前提とした漁業権取得が必要なため、同国における入国から出国までの日数は、モルディブ共和国の領海内の船舶操業期間が含まれている。

2 滞在日数は、出国日及び入国日を含む日数である。

◎原告乙の乗船契約・入出国等の状況

乗船契約	日本への入出国		積算期間	家庭送金以外の入金	摘要 (根拠・証拠等)		
	乗船期間						
H8(1996).6.1	約3年5か月 (約36ヶ月) (延長短縮可能)				乗船契約書	甲B第4号証の1	
H11(1999).5.31					乗船契約書	甲B第4号証の1	
H11(1999).11.2	約3年8か月 (約36ヶ月) (延長短縮可能)	出国 不明	15か月		乗船契約書	乙共第9号証資料①(4・5枚目) 乙B第12号証	
		<第1次航海>					
		入国 不明					
		出国 H13(2001).3.6				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(2枚目)
		<第2次航海>					
		入国 H14(2002).3.17				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(3枚目)
		出国 H14(2002).4.16				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(3枚目)
H14(2002).11.1		<第3次航海>				乗船契約書	乙共第9号証資料①(4・5枚目) 乙B第12号証
		入国 H15(2003).6.15				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(4枚目)
						判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)
H15(2003).7.1(仮定)				H15(2003).6.15	給料精算金	乙B第14号証	
					[原告乙は「ふかひれなどの副収入金」と主張]		
					直前入国の翌月と仮定		
	約3年1か月		16か月	H15(2003).8.14	¥4,495,502	漁業奨励金(乙B第9号証の1・2、同第10号証、同第11号証)	
					H15(2003).8.18	¥4,496,250	[原告乙は「会社からの借入金」と主張]
					H15(2003).8.20	¥4,181,156	
		出国 H15(2003).9.3				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(4枚目)
						判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)
		入国 H15(2003).9.7				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(4枚目)
						判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)
		出国 H15(2003).10.5				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(4枚目)
		<第1次航海>				判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)
		入国 H16(2004).10.23				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(5枚目)
				判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)		
	出国 H16(2004).11.22			入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(5枚目)		
	<第2次航海>			判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)		
	入国 H17(2005).10.6			入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(6枚目)		
				判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)		
				H17(2005).10.6	給料精算金	乙B第15号証	
					[原告乙は「ふかひれなどの副収入金」と主張]		
	出国 H17(2005).11.5			入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(6枚目)		
	<第3次航海>			判決書	甲B第3号証の13別表2(11ページ)		
H18(2006).3.30(仮定)					契約期間を36ヶ月と仮定		
	入国 H18(2006).7.13				入手国履歴一覧表	甲B第2号証の1資料(7枚目)	
				H18(2006).7.13	給料精算金	甲B第10号証	
H18(2006).8.1(仮定)					直前入国の翌月と仮定		
	出国 H18(2006).8.10			H18(2006).9.27	¥329,125	入手国履歴一覧表	
						甲B第2号証の1資料(7枚目)	

(注)「日本への入出国」欄の「乗船期間」は、乗船契約及び入出国に基づく実際の乗船期間を表し、「積算期間」は、毎月天引きされている留保金の積算対象期間を表す。

課税一覧表 (原告乙)

			平成 1 5 年分	平成 1 6 年分	平成 1 7 年分
総所得金額の内訳	給与所得の金額	1	19,042,796	6,549,275	6,536,139
	給与収入額		21,834,523	8,610,306	8,595,710
	給与所得控除		2,791,727	2,061,031	2,059,571
	雑所得の金額	2	1,918,149	1,906,623	1,904,322
総所得金額 (1 + 2 + 3)		6	20,960,945	8,455,898	8,440,461
所得金額から差し引かれる金額	医療費控除	9	82,280	—	239,609
	社会保険料控除	10	306,200	318,100	400,260
	生命保険、損害保険料控除	11	53,000	52,266	53,000
	配偶者控除	12	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	13	—	—	—
	扶養控除	15	—	—	380,000
	基礎控除	16	380,000	380,000	380,000
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,201,480	1,130,366	1,832,869
	課税総所得金額	19	19,759,000	7,325,000	6,607,000
	算出税額	25	4,820,830	1,135,000	991,400
	配当控除額 外国税額控除額	30	—	—	—
	差引所得税額 (25-30)	31	4,820,830	1,135,000	991,400
	定率減税額	33	250,000	227,000	198,280
	源泉徴収税額	34	58,646	57,724	88,740
	申告納税額 (31-33-34)	35	4,512,100	850,200	704,300
	予定納税額	36 37			
確定納税額	納付すべき税額	38	4,512,100	850,200	704,300
	還付金の額に相当する税額	39			

過少申告加算税一覧表 (原告乙)

			平成 15 年分	平成 16 年分	平成 17 年分
区分			賦課決定額	賦課決定額	賦課決定額
加算税の対象となる税額		①	4,282,900	845,900	638,900
累積増差税額		②			
		③			
		④			
		⑤			
		⑥			
①から⑥の計		⑦	4,282,900	845,900	638,900
期限内申告税額	平成 16 年 3 月 15 日の確定申告	⑧	△32,086	4,300	△83,460
	外国税額控除額	⑨			
	源泉徴収税額	⑩	58,646	57,724	88,740
	予納税額	⑪			
	災害減免額	⑫			
⑧から⑫の計		⑬	26,560	62,024	5,280
⑬の金額と 50 万円とでいずれか多い方の金額		⑭	500,000	500,000	500,000
①の金額と「⑦-⑭」の金額とのいずれか少ない方の金額		⑮	3,782,900	345,900	138,900
重加算税の対象となる税額		⑯			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑯) (1 万円未満の端数切り捨て)	⑰	4,280,000	840,000	630,000
	加算税の割合	⑱	10%	10%	10%
	加算税の税額 (⑰×⑱)	⑲	428,000	84,000	63,000
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑮-⑯) (1 万円未満の端数切り捨て)	⑳	3,780,000	340,000	130,000
	加算税の割合	㉑	5%	5%	5%
	加算税の額 (⑳×㉑)	㉒	189,000	17,000	6,500
過少申告加算税の額 (⑲+㉒)		㉓	617,000	101,000	69,500

更正決定

原告 甲
原告 乙
被告 国

上記当事者間の当裁判所平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号所得税決定処分等取消請求事件について、平成22年7月6日に当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決中、

「口頭弁論終結日 平成22年4月20日」

とあるのを、

「口頭弁論終結日 平成22年4月27日」

と、

「第2 事案の概要等」第1項中、本文1行目に、

「A有限公司」

とあるのを、

「A有限公司」

と、

「第3 当裁判所の判断」第2項(3)イの1行目に、

「別表8-1」

とあるのを、

「別紙8-1」

と、

「第3 当裁判所の判断」第3項(6)アの12行目に、

「別紙8-2」

とあるのを、

「別紙11-2」

と、それぞれ更正する。

平成22年7月16日

仙台地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 足立 謙三

裁判官 大谷 太

裁判官 市野井 哲也